

# 横浜市墓地問題研究会

## 報告書 参考資料

## 1 横浜市墓地問題研究会の概要

### (1) 横浜市墓地問題研究会設置要綱

制定 平成 21 年 8 月 1 日 健環第 1259 号（局長決裁）

#### （目的）

第 1 条 少子・高齢化、核家族化の進展など社会状況が変化している中で、将来を見据えた今後の本市墓地供給のあり方や方向性を調査・研究するため、横浜市墓地問題研究会（以下、「研究会」という。）を置く。

#### （所掌事項）

第 2 条 研究会は、次の事項について研究する。

- (1) 墓地に関する本市の現状
- (2) 本市における墓地のあり方
- (3) その他必要な事項

#### （組織）

第 3 条 研究会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 研究会の委員は、学識経験者、弁護士、マスコミ関係者等の有識者から選定し、市長が委嘱する。

#### （委員長及び副委員長）

第 4 条 研究会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもってあてる。
- 3 委員長は、会務を総理し、研究会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （任期）

第 5 条 委員の任期は、平成 21 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （会議）

第 6 条 研究会の会議は、委員長が招集する。

- 2 研究会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 研究会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

**(委員の代理)**

第7条 委員の代理は、原則として認めないこととする。

**(会議の公開)**

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、研究会の会議については一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることもできる。

**(事務局の設置)**

第9条 研究会の事務局は、健康福祉局健康安全部環境施設課に置く。

**(委任)**

第10条 この要綱に定めるほか、研究会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

**(施行期日)**

この要綱は、平成21年8月1日から適用する。

**(経過措置)**

この要綱施行後の最初の研究会の招集は、健康福祉局長が行うものとする。

(2) 委員名簿

平成 22 年 7 月 13 日 現在（五十音順、敬称略）

氏 名	所 属	分 野 等
イケベ 池邊 このみ	株式会社ニッセイ基礎研究所 社会研究部門 上席主任研究員	都市計画・街づくり
オオシマ マサトシ 大島 正寿	横浜綜合法律事務所	弁護士
オオハラ カズオキ 大原 一興	横浜国立大学大学院教授	建築学
キタムラ ヨシノブ 北村 喜宣	上智大学法学部教授	行政法
	放送大学客員教授	
コタニ 小谷 みどり	株式会社 第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 主任研究員	死生学、葬送問題
センダ ミツル 仙田 満	放送大学教養学部教授	環境建築学
	元日本建築学会会長	
タキタ サチコ 滝田 祥子	横浜市立大学国際総合科学部准教授	文化社会学、多文化 社会論
タシロ ヨウイチ 田代 洋一	横浜国立大学経済学部名誉教授	経済システム
	大妻女子大学社会情報学部教授	
ナカジマ クニオ 中島 邦雄	前メモリアルグリーン第三者評価委員会委員長	墓地紛争調停委員
	前横浜市墓地等設置紛争調停委員会会長	
フジヅカ マサト 藤塚 正人	神奈川新聞統合編集局報道部長 (編集センター長兼整理部長)	マスコミ関係
モリ ケンジ 森 謙二	茨城キリスト教大学文学部教授	法社会学、社会学、 民俗学
ヨコタ ムツミ 横田 睦	社団法人 全日本墓園協会 主任研究員	墓地関係

(3) 検討経過

日 程	会 議 名 等	主 な 内 容
21 年	8月6日	第1回研究会 1 研究会の目的・今後の進め方 2 市営墓地の沿革と現状 3 墓地の許可状況等について
	10月21日	第2回研究会 1 墓地需要数の設定方法 2 墓地整備に係る公民の役割分担 3 公園型市営墓地の整備について
	11月20日	第3回研究会 視察 横浜市営メモリアルグリーン 藤沢市営大庭台墓園 民営墓地
	12月16日	第4回研究会 1 海外における墓地事例 2 緑地の保全 3 市街化調整区域の土地利用
22 年	2月1日	第5回研究会 1 横浜市墓地等の経営の許可等の関する条例と現状説明 2 横浜らしい墓地について
	3月30日	第6回研究会 1 民営墓地について 2 横浜らしい墓地について (続) 3 報告書素案の検討
	5月24日	第7回研究会 報告内容の検討
	7月13日	第8回研究会 報告内容の検討

## 2 平成元年の横浜市墓地問題研究会の取組み

### (1) 墓地問題研究会の設置とその背景

平成元年の横浜市墓地問題研究会は、横浜市長から諮問を受け、「市民の墓地需要が顕著な状況にある昨今、多様化している市民意識と供給動向を踏まえ、墓地等施設に係る行政推進の方向性を調査研究するため」17名からなる委員構成（会長：猿田勝美氏）で設置された。

報告書では平成元年時点での横浜市の墓地問題の背景として以下の点があげられている。

#### ア 人口の急激な増加・都市化の進展

横浜市の人口は、平成元年3月末現在、316万人に達し、東京23区に次ぐ大都市に成長した。そして平成12年までに369万人に達すると見込まれた。

#### イ 転入住民の定住化傾向

昭和63年の横浜市市民意識調査では、7割の市民から「横浜市に住み続ける」と回答があった。市民の定住化志向は増加する傾向にあり、この傾向は、市民が都市における生活基盤を確立していくとともに、墓地需要を増大させる要因となっていた。

#### ウ 核家族化の進行

当時の横浜市は、少人数の家族が各各独立して生計を立てる個人的な色彩の強い世帯構成であった。このような核家族化の進行は、1家族1墓所という傾向とあいまって、都市における墓地不足をきたす大きな要因となる。

#### エ 高齢者の増加

横浜市の高齢（65歳以上）人口は、昭和60年には20万人、昭和63年には24万人に達し、高齢化社会へ進むと考えられた。高齢化社会の到来に伴い、今後の死亡者数の急激に増加も予想され、墓地問題を深刻なものとしていた。

#### オ 価値観の多様化

ライフスタイルの変化に伴い、墓地に対する市民の考えもこれまでの「先祖代々の墓」から「自分の墓」という個人を中心とした考えが現れてきた。このような考え方から、「自分が入る」お墓の形態も様々なもの望まれるようになり、市民の墓地に対するニーズも多様化してきた。

#### カ 地価の高騰や土地の利用規制等による適地不足

都市においては、急激な人口増加と市街化の進展により、地価が高騰し、土地取得が非常に困難となっていた。また、墓地の新たな設置には、規制条件に適合する環境や規模を備えた広大な敷地は必要となる状況がある。

## (2) 検討の経緯

以上のような横浜市の墓地問題の背景を踏まえながら、平成元年の横浜市墓地問題研究会では、昭和 63 年（1988 年）7 月から平成元年 10 月まで 6 回にわたり審議を行なった。審議を通じ、墓地に関する横浜市の現況、横浜市における墓地のあり方、その他について調査、研究、検討が行なわれ、「これからの市民墓園の基本的な理念とそのあり方」を提言している。報告書は平成元年 11 月に公表された。

平成元年の横浜市墓地問題研究会の審議経緯

開催回、開催日時	討議内容等
第 1 回 昭和 63 年 7 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・横浜市における墓地の許可状況について</li><li>・市営墓地の沿革を現況について</li><li>・墓地に関する市民意識調査結果について</li><li>・配布資料説明</li><li>・質疑応答</li></ul>
第 2 回（施設見学） 昭和 63 年 9 月 30 日	（見学施設等） <ul style="list-style-type: none"><li>・横須賀市営公園墓地</li><li>・横浜市久保山霊堂</li></ul>
第 3 回 昭和 63 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・墓地実態調査報告</li><li>・都市における墓地のあり方について 「墓地形態」を中心にして</li><li>・質疑応答</li></ul>
第 4 回 平成元年 2 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後の墓地の供給体制について</li><li>・質疑応答</li></ul>
第 5 回 平成元年 4 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市計画的見地から見た墓地、納骨堂について</li><li>・横浜市の緑地行政の現状について</li><li>・霊園・墓所などの形態について</li><li>・第 4 回研究会までの討議内容</li><li>・質疑応答</li></ul>
第 6 回 平成元年 10 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究会報告書（案）の説明</li><li>・研究会報告書（案）に対する討議</li></ul>

### (3) 墓地問題研究会（平成元年）報告書の概要

#### ア 公営墓地と民営墓地のあり方

##### （墓地整備の基本的方向）

- ・民営墓地が環境保全の観点から、緑地機能等を果たすと考えられる場合は、何らかの規制緩和措置等も配慮する必要がある。
- ・公民で協力し合い、それぞれの特性を活かしつつ、都市施設としての墓地を整備していくことが必要。

##### （公民の役割分担）

- ・近年の人口増加、核家族化、価値観の多様化等により、人々の寺院との関係が薄れてきたことが要因となり、市民は公営墓地に依存せざるを得ない状況にある。
- ・今後、市民ニーズは大きく以下の3つの方向性へ進むと考えられる。
  - ①都心から離れたスポーツ施設や文化施設を併設した新形態の多目的公園墓地への志向
  - ②利便性、経済性の面から居住地の近くに納骨できる立体集合型墓地への志向
  - ③面積も広く自分の嗜好を生かせる高負担型墓地への志向
- ・①②については行政主導で検討していく必要があり、③については民営墓地での対応を期待する。

#### イ 今後の墓地整備のあり方

##### （短期的対策）

- ・敷地面積が少なく、構造的に遺骨収容能力の大きい納骨堂（霊堂）等を早急に建設する必要がある。
- ・納骨堂（霊堂）は従来から一時収蔵的な施設として運営されてきたが、恒久的な施設への転換とそれに応じたシステムの構築、構造や設備の検討が求められる。
- ・納骨堂（霊堂）建設にあたっては、土地の有効利用を図ることが可能な立体集合型とし、付帯施設としては、同じく土地の有効活用の観点から、壁面墓地、合葬型墓地を啓発的なモデル施設として設ける必要がある。

##### （長期的対策）

- ・増大する市民の墓地需要と多様なニーズに応えるため、土地の効率的な活用が図れる立体集合型の壁面墓地、納骨堂、合葬型墓地等から構成される複合的な市民墓地の建設を検討していく必要がある。
- ・市民墓地は墓参者の利用に限らず、都市施設と併設し、地域社会と共存できる多目的・複合的な施設として整備していく必要があり、そのためにも、水と緑豊かな憩いの場となるものである。
- ・隣接する県や市町村との連携・協力により、広域圏での市民墓地の確保に努める。
- ・市民墓地の経営及び管理運営体制の効率化の推進と使用料・管理料の受益者負担の検討が必要である。



(具体的に検討すべき立体集合型墓地の形態)

墓地の形態	整備の方向性
①地上納骨堂	・空間とゆとり、緑等に囲まれた安らぎの場として整備。
②地下納骨堂	・空間とゆとり、緑等に囲まれたコミュニティ広場として整備することが必要。
③壁面墓地方式	・空間とゆとり、緑等に囲まれた安らぎの場として整備。
④集合型平面墓地	・土地の集約化を図った集合型の平面墓地壁面墓地方式に準ずる。

ウ 既存墓地への対応

(既存墓地の活用)

- ・既存墓地の利用状況の把握と効率的な土地利用を図る必要がある。
- ・市民ニーズへの早急な対応の観点から、無縁墓地の整理等により生じた土地を有効に活用し、緑地化などの環境整備を図ることが必要。
- ・市内の既存墓地内において一定のまとまった土地を確保・拡張し、市民に受け入れられる立体集合型の壁面墓地、納骨堂等の建設を検討していくことも必要。

(無縁墓地の慰霊)

- ・高齢化や核家族化の進行等により、身寄りの無い単身者が増加しており、無縁化の傾向が強まっている。
- ・現行制度では、継承者のない墓地は無縁墓地として整理され、遺骨は合奏墓地に納められ慰霊されているが、慰霊の方法や遺骨を納める施設については、かつて横浜に生活した先人たちと市民との有縁を示すシンボルとなるような市民記念碑をつくり、行政の責任で合同で慰霊していく方法も検討すべき。

エ 提言の具体化に向けて

(構想委員会の設置)

- ・供給すべき公営墓地の形態、規模、運営方法等についての検討と調整を行うため、関係部局等を構成員とする構想委員会の設置を要望。

(調査の実施)

- ・墓地の需要動向、市民ニーズの把握のために、必要に応じた実態調査および意識調査を行うことを要望。

### 3 横浜市墓地に関する市民意識調査（平成 19 年度実施）にみる市民の墓地ニーズ

#### (1) 調査の概要

##### (目的)

- ・市民の墓地に対する意識の変化を踏まえ、横浜市が整備すべき墓地の規模、形態等を把握し、今後の墓地行政の参考とすることを目的に実施された。

##### (調査対象)

- ・横浜市に在住の 20 歳以上の男女個人を対象とした。

##### (調査方法)

- ・郵送配布、郵送回収により、平成 20 年の 2 月中旬～3 月中旬で行われた。

##### (回収状況)

- ・配布数・・・5,000 票
- ・回収数・・・1,660 票
- ・回収率・・・33.2%

#### (2) 調査結果（抜粋）

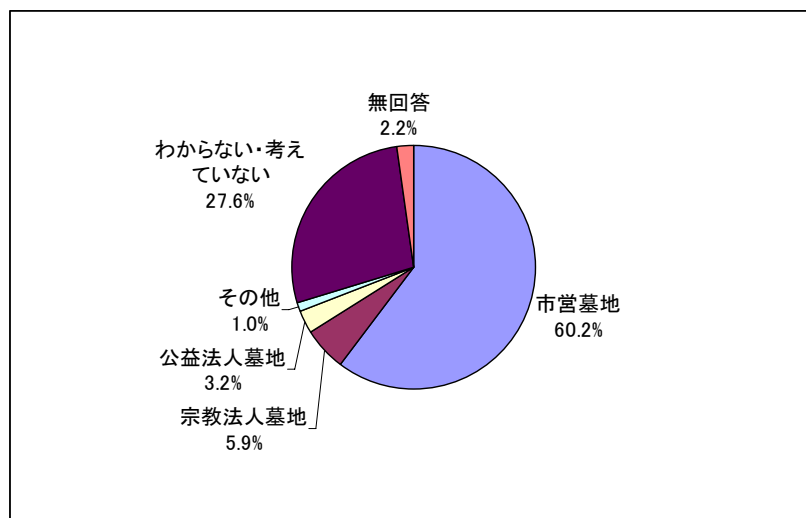
##### ア 墓地の取得について

- 希望する・・・24.7% (n=410) 【ア】
- 希望しない・・・75.3% (n=1,250) 【イ】

##### イ 取得を希望する墓地の種類について (n=410) 【ア】

- 取得希望者のうち、6割以上が市営墓地の取得を希望している。

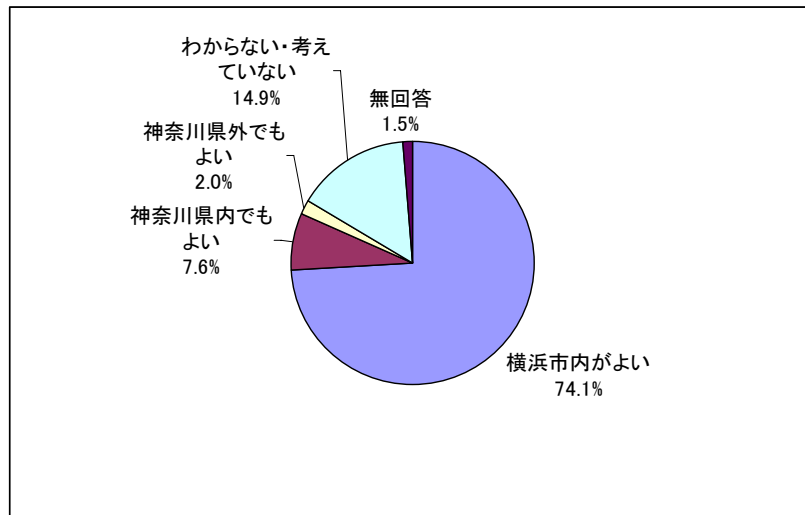
墓地取得希望者のうち取得したい墓地の種類



ウ 取得を希望する地域について (n=410) 【ア】

→取得希望者のうち、7割以上が横浜市内を希望している。

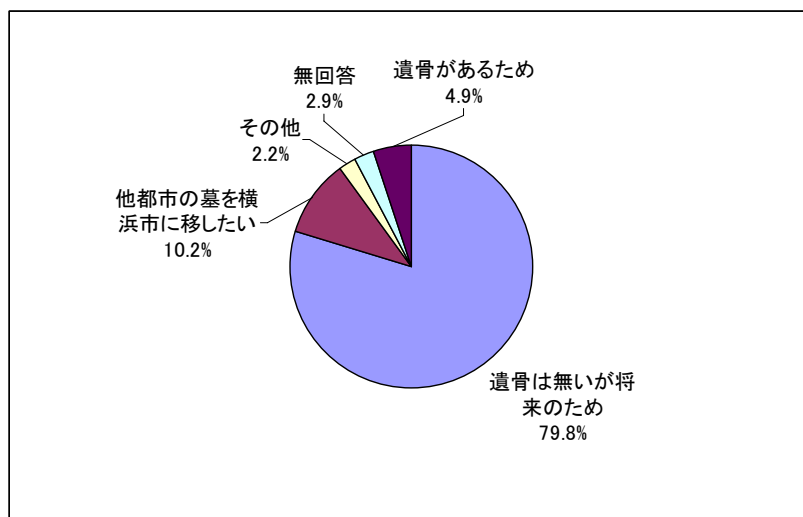
墓地取得希望者のうち取得したい墓地の地域



エ 取得を希望する理由について (n=410) 【ア】

→将来のための取得希望が8割近くを占める。

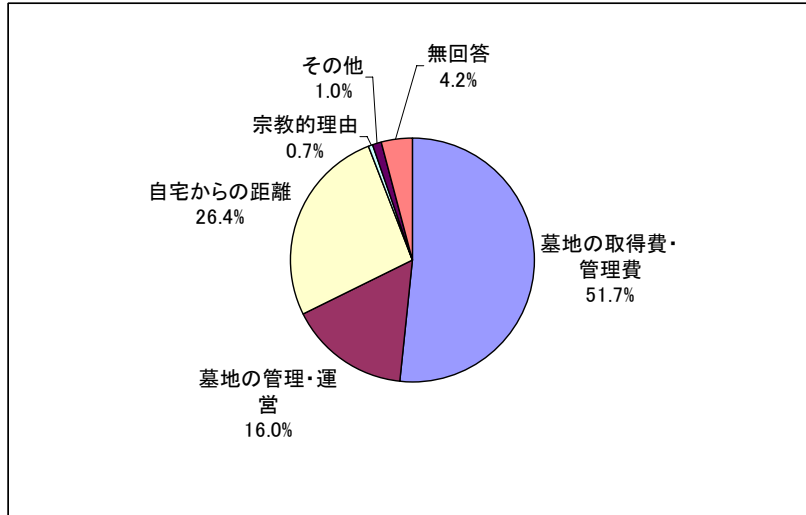
墓地取得希望者のうち取得したい理由



オ 取得するにあたり重視すること (n=410) 【ア】

→墓地の取得と管理にかかる費用を最も重視する傾向が見られる。

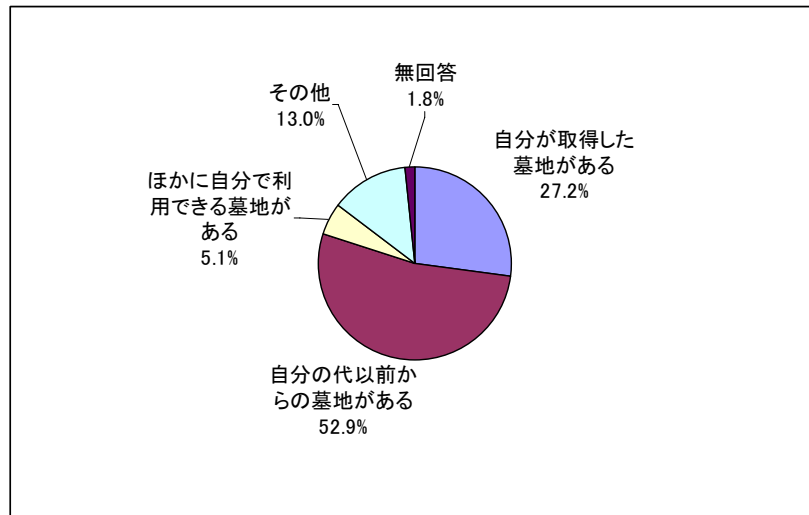
墓地取得にあたって重視したいこと



カ 墓地を希望しない理由について (n=1,250) 【イ】

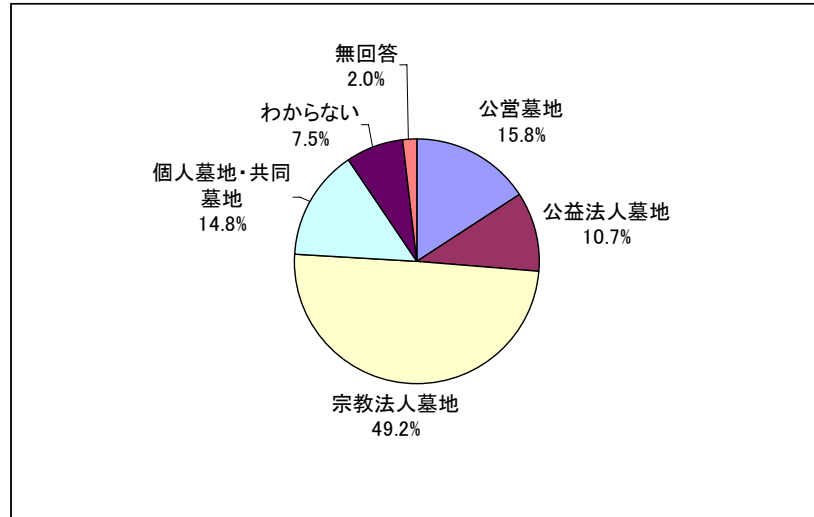
→8割以上の方が、既に自分が利用できる墓がある。

墓地を希望しない理由



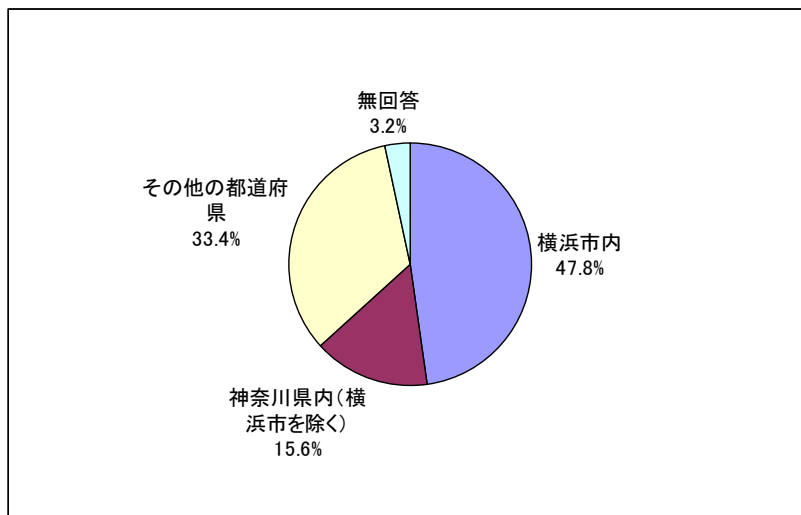
- キ 取得済み、あるいは利用可能な墓地の種類について (n=1,065)  
 (カのうち、取得済み、あるいは利用可能な墓がある人を対象)  
 →宗教法人墓地が半数近くを占める。

取得済み、あるいは利用可能な墓地の種類



- ク 取得済み、あるいは利用可能な墓地がある地域について (n=1,065)  
 (カのうち、取得済み、あるいは利用可能な墓がある人を対象)  
 →横浜市内が最も多く、半数近くを占める。

取得済み、あるいは利用可能な墓地がある地域



### (3) 結果を踏まえた横浜市の墓地整備の方向性

平成 19 年度のアンケート結果をみると、横浜市民の約 4 人に 1 人が墓地の取得を希望しており、そのうちの 6 割以上が市営墓地を希望しています。これには市営墓地に対する永続性の期待と墓地取得費・管理費の安さが背景にあることが要因のひとつとして考えられます。

場所については、横浜市内を希望する意見が最も多い状況であり、自宅からの距離を重視する傾向が見られます。

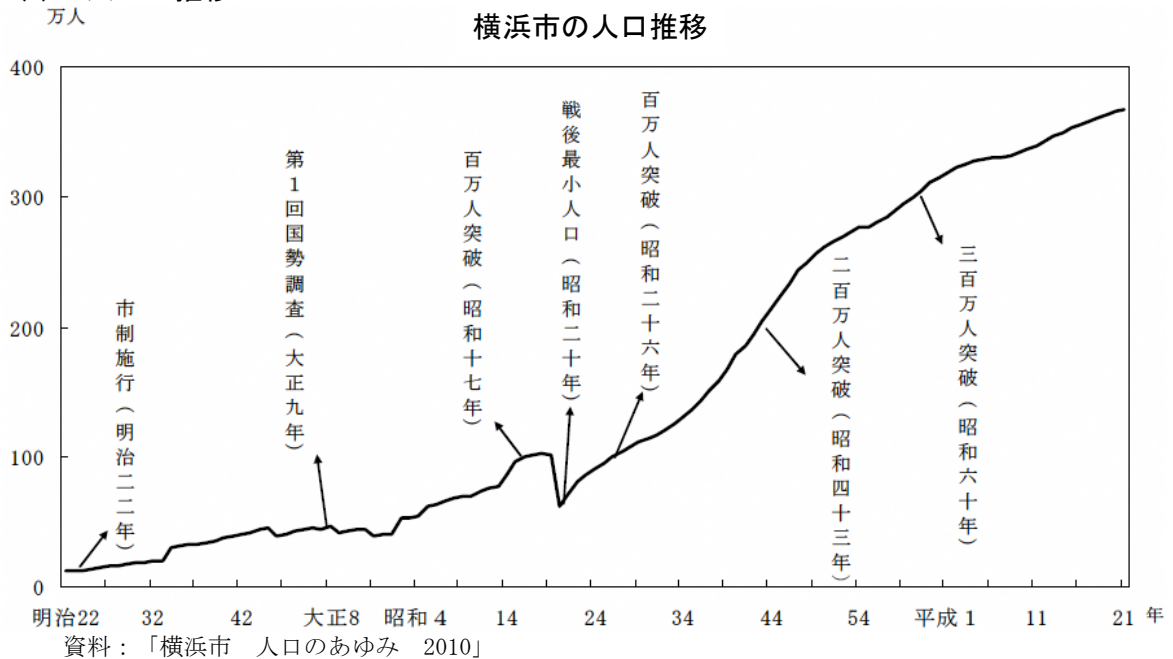
以上のような結果から、できる限り横浜市内において土地を確保し、市営墓地の整備を積極的に整備することが求められますが、今まで整備してきたものと同規模の市営墓地を整備するにあたっては、広大な用地を必要とするため、未利用となっている大規模な国有地や、まとまりのある民有地など、適地を確保することが大きな課題となります。

(4) 過去の調査との主要項目比較一覧

主な質問項目		14年度(市)	6年度(県)	62年度(県)
自宅からの 距離	2時間以内で行き帰りできる	41.1%	45.5%	40.5%
	半日で行き帰りできる	26.4%	29.5%	34.7%
	自宅の近隣	21.3%	—	—
	考えていない	8.6%	8.0%	3.3%
取得希望 形態	日本の伝統的なお墓	37.7%	51.7%	69.2%
	芝生型のお墓	28.7%	21.4%	16.8%
	壁面墓地	4.1%	8.2%	—
	納骨堂	4.9%	2.8%	1.4%
	合葬式	18.0%	9.0%	—
取得希望 費用	50万円未満	12.1%	—	51.2%
	100万円未満	26.4%	39.9%	18.2%
	100万円以上300万円未満	12.0%	36.7%	6.1%
	300万円以上	24.9%	5.4%	—
	考えてない	18.9%	12.4%	19.4%
取得希望 面積	1㎡くらい	12.1%	—	—
	2㎡くらい	26.4%	22.0%	—
	3㎡くらい	12.0%	28.9%	—
	お骨が収まればよい	24.9%	17.8%	—
	わからない	18.9%	8.8%	—
公営開発 形態	伝統的なお墓	16.3%	26.3%	—
	芝生型なお墓	19.0%	—	—
	壁面式や合葬式	42.3%	60.9%	—
	わからない	12.9%	6.0%	—
	その他	3.8%	1.4%	—
有期限化	反対	14.1%	19.8%	—
	やむを得ない	57.4%	58.9%	—
	積極的に賛成	13.6%	12.0%	—
	わからない	8.6%	4.6%	—
	その他	2.0%	0.6%	—
散骨	散骨したいと考えている	10.6%	11.6%	—
	考え方は理解できる	51.8%	49.5%	—
	反対だが、家族に希望者がいれば散骨したい	11.4%	—	—
	家族に希望者がいても散骨しない	12.8%	23.6%	—
	わからない	8.0%	10.8%	—
	その他	2.5%	2.0%	—
墓地埋蔵 範囲	自分一人だけでよい	4.8%	—	—
	夫婦でよい	13.9%	—	—
	親子2代でよい	8.7%	—	—
	親子3代でよい	15.6%	—	—
	先祖代々がよい	49.5%	—	—
	気のあった友人等でよい	1.6%	—	—

#### 4 横浜市における人口動態等に関するデータ

##### (1) 人口の推移



年次	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数	人口			女100人 につき男	1世帯 あたり 人員	人口 密度 (人/km <sup>2</sup> )
			総数	男	女			
明治22(1889)	5.40	27,209	121,985	65,934	56,051	117.6	4.48	22,590
34(1901)	24.80	54,674	299,202	164,520	134,682	122.2	5.47	12,065
44(1911)	36.71	87,918	444,039	242,917	201,122	120.8	5.05	12,096
大正 9(1920)	37.03	95,243	422,938	224,046	198,892	112.6	4.44	11,421
14(1925)	37.03	95,377	405,888	214,341	191,547	111.9	4.26	10,961
昭和 2(1927)	133.88	124,249	529,300	278,300	251,000	110.9	4.26	3,954
5(1930)	133.88	135,929	620,306	321,415	298,891	107.5	4.56	4,633
10(1935)	135.63	148,545	704,290	360,363	343,927	104.8	4.74	5,193
15(1940)	400.97	198,410	968,091	503,199	464,892	108.2	4.88	2,414
20(1945)	400.97	142,074	624,994	318,145	306,849	103.7	4.40	1,559
22(1947)	400.97	177,892	814,379	417,193	397,186	105.0	4.58	2,031
25(1950)	408.66	210,454	951,189	480,242	470,947	102.0	4.52	2,328
30(1955)	405.56	255,833	1,143,687	579,774	563,913	102.8	4.47	2,820
35(1960)	405.60	343,533	1,375,710	700,727	674,983	103.8	4.00	3,392
40(1965)	412.94	481,943	1,788,915	927,970	860,945	107.8	3.71	4,332
45(1970)	417.63	643,262	2,238,264	1,160,455	1,077,809	107.7	3.48	5,359
50(1975)	421.46	796,463	2,621,771	1,349,001	1,272,770	106.0	3.29	6,221
55(1980)	426.72	925,282	2,773,674	1,417,015	1,356,659	104.4	3.00	6,500
60(1985)	430.75	1,027,090	2,992,926	1,532,758	1,460,168	105.0	2.91	6,948
平成 2(1990)	435.25	1,170,032	3,220,331	1,651,527	1,568,804	105.3	2.75	7,399
7(1995)	435.89	1,261,330	3,307,136	1,685,332	1,621,804	103.9	2.62	7,587
12(2000)	437.12	1,370,346	3,426,651	1,735,392	1,691,259	102.6	2.50	7,839
17(2005)	437.38	1,478,104	3,579,628	1,803,579	1,776,049	101.6	2.42	8,184
21(2009)	434.98	1,577,579	3,671,776	1,842,613	1,829,163	100.7	2.33	8,441

- 注) 1 明治22年～44年は戸数人口(各年12月31日現在)  
 2 大正9年～平成17年は国勢調査(各年10月1日現在)。ただし、昭和2年は推計人口調査(10月1日現在)、昭和20年は人口調査(11月1日現在)による。  
 3 平成21年は推計人口(10月1日現在)

資料：「横浜市 人口のあゆみ 2010」



出生数・死亡数及び自然増加率の推移

年次	出生数	死亡数	自然増加数	比率(人口1,000人につき)				自然増加率(%)
				出生	死亡	出生(全国)	死亡(全国)	
昭和 22年 (1947)	27,529	10,498	17,031	33.80	12.89	34.3	14.6	2.21
23 (1948)	26,058	7,922	18,136	30.32	9.22	33.5	11.9	2.19
24 (1949)	27,176	7,699	19,477	29.80	8.44	33.0	11.6	2.22
25 (1950)	24,063	7,083	16,980	25.30	7.45	28.1	10.9	1.84
26 (1951)	22,008	6,755	15,253	21.97	6.74	25.3	9.9	1.58
27 (1952)	20,400	5,986	14,414	19.63	5.76	23.4	8.9	1.42
28 (1953)	19,922	6,543	13,379	18.46	6.06	21.5	8.9	1.28
29 (1954)	19,537	6,418	13,119	17.53	5.76	20.0	8.2	1.20
30 (1955)	19,118	6,412	12,706	16.72	5.61	19.4	7.8	1.13
31 (1956)	18,717	6,076	12,641	15.94	5.17	18.4	8.0	1.10
32 (1957)	19,736	6,711	13,025	16.29	5.54	17.2	8.3	1.10
33 (1958)	21,303	6,367	14,936	16.99	5.08	18.0	7.4	1.22
34 (1959)	22,220	6,126	16,094	17.07	4.71	17.5	7.4	1.27
35 (1960)	23,272	6,000	17,272	16.92	4.36	17.2	7.6	1.32
36 (1961)	24,710	5,404	19,306	17.19	3.76	16.9	7.4	1.39
37 (1962)	26,647	5,674	20,973	17.60	3.75	17.0	7.5	1.44
38 (1963)	28,617	5,537	23,080	18.00	3.48	17.3	7.0	1.51
39 (1964)	32,374	5,517	26,857	19.31	3.29	17.7	6.9	1.67
40 (1965)	37,213	6,769	30,444	20.80	3.78	18.6	7.1	1.80
41 (1966)	29,197	6,185	23,012	15.70	3.33	13.7	6.8	1.27
42 (1967)	40,433	6,729	33,704	20.79	3.46	19.4	6.8	1.80
43 (1968)	42,433	7,309	35,124	20.72	3.57	18.6	6.8	1.79
44 (1969)	44,114	7,134	36,980	20.58	3.33	18.5	6.8	1.79
45 (1970)	47,622	7,867	39,755	21.28	3.51	18.8	6.9	1.83
46 (1971)	50,490	8,741	41,749	21.55	3.73	19.2	6.6	1.85
47 (1972)	53,562	9,386	44,176	22.01	3.86	19.3	6.5	1.87
48 (1973)	53,504	9,759	43,745	21.44	3.91	19.4	6.6	1.79
49 (1974)	52,394	10,322	42,072	20.45	4.03	18.6	6.5	1.67
50 (1975)	47,353	10,308	37,045	18.06	3.93	17.1	6.3	1.44
51 (1976)	46,322	10,319	36,003	17.42	3.88	16.3	6.3	1.37
52 (1977)	43,758	10,607	33,151	16.24	3.94	15.5	6.1	1.24
53 (1978)	41,625	10,930	30,695	15.25	4.00	14.9	6.1	1.13
54 (1979)	40,306	10,983	29,323	14.59	3.97	14.2	6.0	1.07
55 (1980)	37,977	11,683	26,294	13.69	4.21	13.6	6.2	0.95
56 (1981)	37,493	12,023	25,470	13.36	4.28	13.0	6.1	0.92
57 (1982)	36,381	12,042	24,339	12.77	4.23	12.8	6.0	0.86
58 (1983)	37,179	12,915	24,264	12.85	4.46	12.7	6.2	0.85
59 (1984)	36,466	13,033	23,433	12.39	4.43	12.5	6.2	0.81
60 (1985)	36,063	13,225	22,838	12.05	4.42	11.9	6.3	0.77
61 (1986)	34,461	13,596	20,865	11.30	4.46	11.4	6.2	0.69
62 (1987)	34,773	13,802	20,971	11.18	4.44	11.1	6.2	0.69
63 (1988)	35,321	14,754	20,567	11.21	4.68	10.8	6.5	0.66
平成 元 (1989)	32,774	14,596	18,178	10.27	4.57	10.2	6.4	0.58
2 (1990)	32,746	15,728	17,018	10.17	4.88	10.0	6.7	0.53
3 (1991)	33,651	16,490	17,161	10.35	5.07	9.9	6.7	0.53
4 (1992)	32,896	17,013	15,883	10.05	5.20	9.8	6.9	0.49
5 (1993)	32,692	17,465	15,227	9.94	5.31	9.6	7.1	0.46
6 (1994)	34,617	17,557	17,060	10.49	5.32	10.0	7.1	0.52
7 (1995)	32,899	18,863	14,036	9.95	5.70	9.6	7.4	0.42
8 (1996)	33,567	18,487	15,080	10.11	5.57	9.7	7.2	0.46
9 (1997)	33,273	18,923	14,350	9.96	5.67	9.5	7.3	0.43
10 (1998)	34,547	20,155	14,392	10.25	5.98	9.6	7.5	0.43
11 (1999)	33,676	20,444	13,232	9.93	6.03	9.4	7.8	0.39
12 (2000)	34,295	20,363	13,932	10.01	5.94	9.5	7.7	0.41
13 (2001)	33,722	20,693	13,029	9.74	5.98	9.3	7.7	0.38
14 (2002)	33,699	21,293	12,406	9.64	6.09	9.2	7.8	0.36
15 (2003)	33,271	21,748	11,523	9.43	6.17	8.9	8.0	0.33
16 (2004)	33,238	22,511	10,727	9.35	6.33	8.8	8.2	0.30
17 (2005)	31,722	23,478	8,244	8.86	6.56	8.4	8.6	0.23
18 (2006)	33,023	23,777	9,246	9.17	6.60	8.7	8.6	0.26
19 (2007)	33,122	24,634	8,488	9.13	6.79	8.6	8.8	0.24
20 (2008)	32,694	25,552	7,142	8.95	7.00	8.7	9.1	0.20

注) 1 自然増加率は各年1月1日現在の人口を基準としている。

2 比率は各年10月1日現在の人口を基準としている。

3 全国の出生・死亡の比率は、人口動態統計月報(厚生労働省)による。

資料:「横浜市 人口のあゆみ 2010」

配偶関係別、男女別、人口及び割合の推移（15歳以上）

年次	配偶関係別人口						配偶関係別割合 (%)					
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	別	総数	未婚	有配偶	死別	離別	別
男	大正 9年 (1920)	156,845	61,554	85,430	6,885	2,976	100.0	39.2	54.5	4.4	1.9	
	14 (1925)	146,555	52,038	84,761	7,129	2,627	100.0	35.5	57.8	4.9	1.8	
	昭和 5 (1930)	214,788	79,860	123,309	9,142	2,477	100.1	37.2	57.4	4.3	1.2	
	10 (1935)	238,778	92,635	133,056	9,866	3,221	100.0	38.8	55.7	4.1	1.3	
	15 (1940)	332,461	138,560	177,361		16,540	100.0	41.7	53.3		5.0	
	25 (1950)	321,308	126,545	180,374	11,571	2,805	100.0	39.4	56.1	3.6	0.9	
	30 (1955)	401,041	164,165	220,288	12,230	4,338	100.0	40.9	54.9	3.0	1.1	
	35 (1960)	514,027	212,006	283,970	12,679	5,299	100.0	41.2	55.2	2.5	1.0	
	40 (1965)	717,986	296,208	400,615	13,645	7,071	100.0	41.3	55.8	1.9	1.0	
	45 (1970)	888,836	339,385	526,733	14,095	8,265	100.0	38.2	59.3	1.6	0.9	
	50 (1975)	1,007,951	336,289	644,901	16,352	9,847	100.0	33.4	64.0	1.6	1.0	
	55 (1980)	1,072,805	347,375	687,999	16,940	13,316	100.0	32.4	64.1	1.6	1.2	
	60 (1985)	1,209,220	421,828	741,066	19,992	19,633	100.0	34.9	61.3	1.7	1.6	
	平成 2 (1990)	1,355,640	497,269	798,679	22,515	23,730	100.0	36.7	58.9	1.7	1.8	
	7 (1995)	1,431,232	522,684	835,423	26,338	29,681	100.0	36.5	58.4	1.8	2.1	
	12 (2000)	1,484,181	521,674	869,399	30,144	37,944	100.0	35.1	58.6	2.0	2.6	
	17 (2005)	1,534,757	521,405	904,322	33,710	45,315	100.0	34.0	58.9	2.2	3.0	
女	大正 9年 (1920)	134,245	30,405	83,845	16,909	3,086	100.0	22.6	62.5	12.6	2.3	
	14 (1925)	125,772	24,981	82,319	16,119	2,353	100.0	19.9	65.5	12.8	1.9	
	昭和 5 (1930)	194,501	46,038	121,869	23,924	2,670	100.1	23.7	62.7	12.3	1.4	
	10 (1935)	224,135	59,916	132,851	27,813	3,555	100.0	26.7	59.3	12.4	1.6	
	15 (1940)	303,349	84,408	176,620		42,321	100.0	27.8	58.2		14.0	
	25 (1950)	317,160	88,306	177,925	45,121	5,782	100.0	27.8	56.1	14.2	1.8	
	30 (1955)	392,523	114,147	218,898	51,297	8,148	100.0	29.1	55.8	13.1	2.1	
	35 (1960)	496,675	145,174	282,695	58,199	10,537	100.0	29.2	56.9	11.7	2.1	
	40 (1965)	659,614	186,194	394,622	66,483	11,884	100.0	28.2	59.8	10.1	1.8	
	45 (1970)	818,489	202,610	522,764	77,404	15,592	100.0	24.8	63.9	9.5	1.9	
	50 (1975)	948,427	202,562	641,900	85,940	17,776	100.0	21.4	67.7	9.1	1.9	
	55 (1980)	1,031,526	226,171	688,001	91,902	22,506	100.0	21.9	66.7	8.9	2.2	
	60 (1985)	1,153,079	274,957	740,089	104,903	30,303	100.0	23.8	64.2	9.1	2.6	
	平成 2 (1990)	1,296,129	338,462	797,779	114,056	35,629	100.0	26.1	61.6	8.8	2.7	
	7 (1995)	1,381,136	362,778	836,313	128,634	44,039	100.0	26.3	60.6	9.3	3.2	
	12 (2000)	1,456,023	373,787	871,672	140,533	55,597	100.0	25.7	59.9	9.7	3.8	
	17 (2005)	1,528,730	377,487	907,803	156,486	69,589	100.0	24.7	59.4	10.2	4.6	

- 注) 1 国勢調査による。  
 2 昭和25年以降総数には配偶関係「不詳」を含む。  
 3 昭和15年の死別には離別を含む。

資料：「横浜市 人口のあゆみ 2010」

世帯の家族類型別一般世帯の比較

家族類型	一般世帯数				構成比 (%)			
	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年
総数	773,761	1,017,512	1,251,392	1,443,350	100.0	100.0	100.0	100.0
親族世帯	658,844	769,833	894,645	997,072	85.1	75.7	71.5	69.1
核家族世帯	560,468	664,353	794,317	905,635	72.4	65.3	63.5	62.7
夫婦のみ	98,996	133,503	220,073	299,081	12.8	13.1	17.6	20.7
夫婦と子供	420,112	471,064	490,744	494,934	54.3	46.3	39.2	34.3
男親と子供	6,400	9,721	14,047	18,065	0.8	1.0	1.1	1.3
女親と子供	34,960	50,065	69,453	93,555	4.5	4.9	5.6	6.5
その他の親族世帯	98,376	105,480	100,328	91,437	12.7	10.4	8.0	6.3
非親族世帯	1,992	2,653	4,674	9,942	0.3	0.3	0.4	0.7
単身世帯	112,925	245,026	352,073	436,336	14.6	24.1	28.1	30.2

注) 昭和50年の一般世帯は、普通世帯である。

資料：「横浜市 人口のあゆみ 2010」

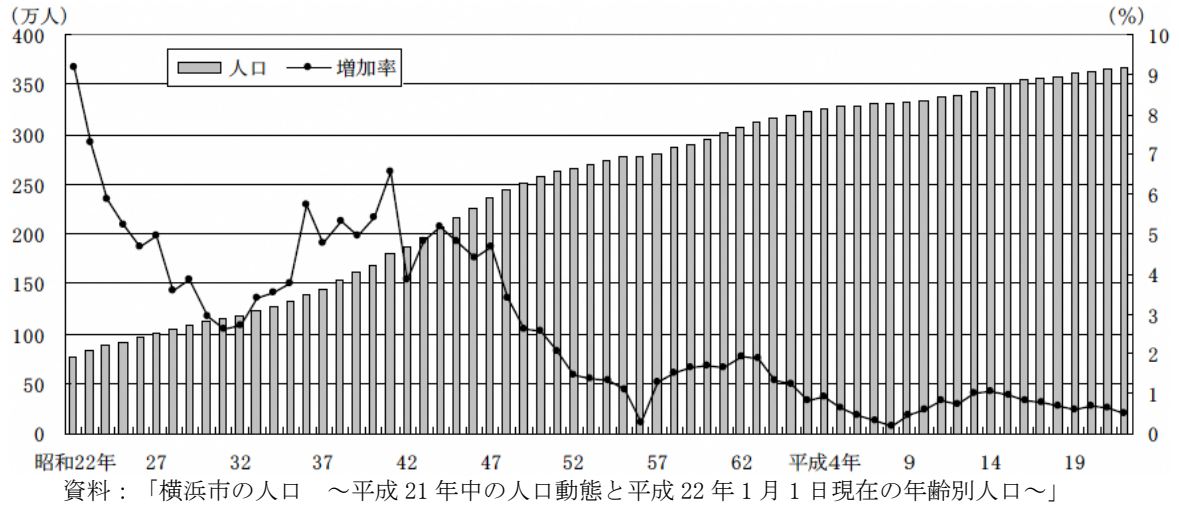
高齢夫婦世帯数及び高齢者単身世帯数

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯	849,062	1,017,512	1,149,740	1,251,392	1,353,526	1,443,350
夫婦のみの世帯	109,949	133,503	173,321	220,073	263,177	299,081
単身世帯	140,452	245,026	304,313	352,073	399,019	436,336
高齢夫婦世帯						
世帯数	19,978	29,978	45,941	68,493	96,440	124,331
増加率		50.1	53.2	49.1	40.8	28.9
(一般世帯に占める割合)	(2.4)	(2.9)	(4.0)	(5.5)	(7.1)	(8.6)
(夫婦のみの世帯に占める割合)	(18.2)	(22.5)	(26.5)	(31.1)	(36.6)	(41.6)
高齢単身世帯						
世帯数	14,373	20,322	31,262	47,448	73,990	97,621
増加率		41.4	53.8	51.8	55.9	31.9
(一般世帯に占める割合)	(1.7)	(2.0)	(2.7)	(3.8)	(5.5)	(6.8)
(単身世帯に占める割合)	(10.2)	(8.3)	(10.3)	(13.5)	(18.5)	(22.4)
男	3,719	5,002	7,403	12,289	22,370	30,536
増加率		34.5	48.0	66.0	82.0	36.5
女	10,654	15,320	23,859	35,159	51,620	67,085
増加率		43.8	55.7	47.4	46.8	30.0
性別	34.9	32.7	31.0	35.0	43.3	45.5

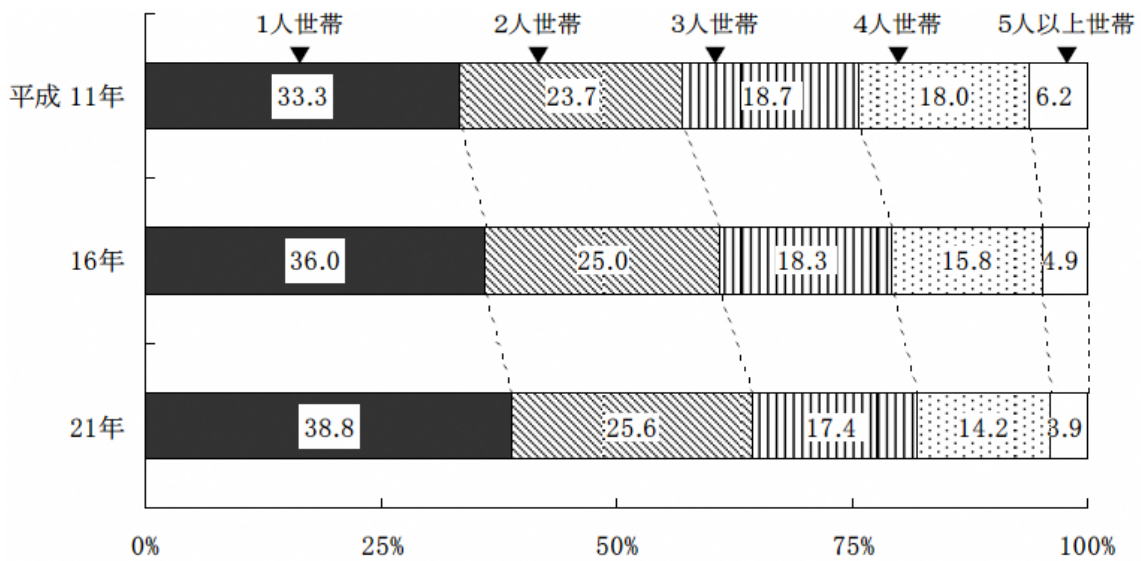
資料：「横浜市 人口のあゆみ 2010」

(2) 人口動態

人口増加の推移（昭和22年～平成22年）



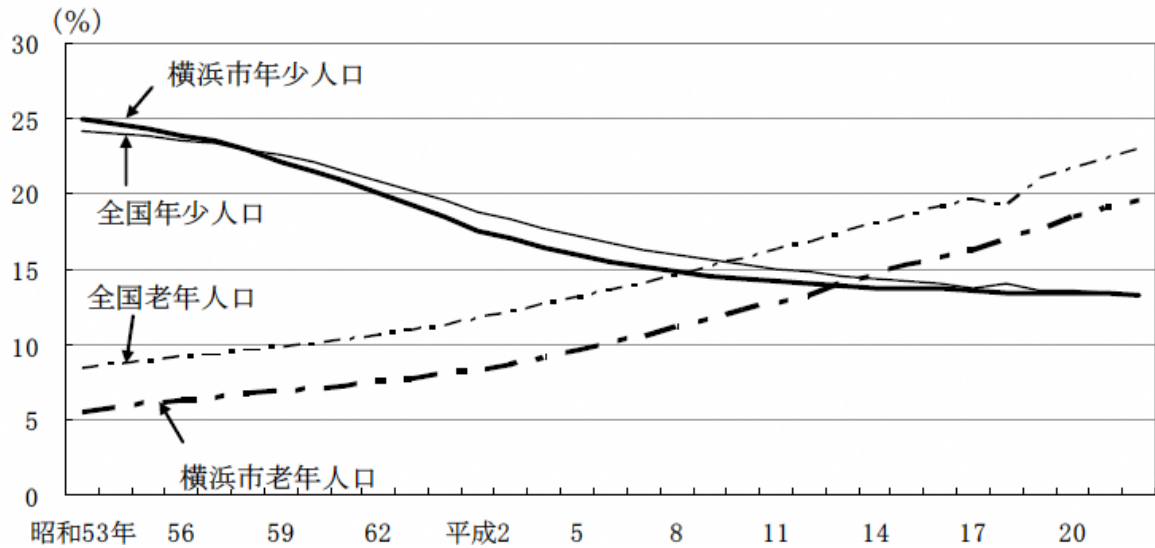
世帯人口別世帯数の割合（平成11年・16年・21年）



注) 数値は、各年9月30日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を集計したものである。  
資料：「横浜市の人口 ～平成21年中の人口動態と平成22年1月1日現在の年齢別人口～」

(3) 年齢別人口

年少人口と老年人口の割合の推移（昭和53年～平成22年）



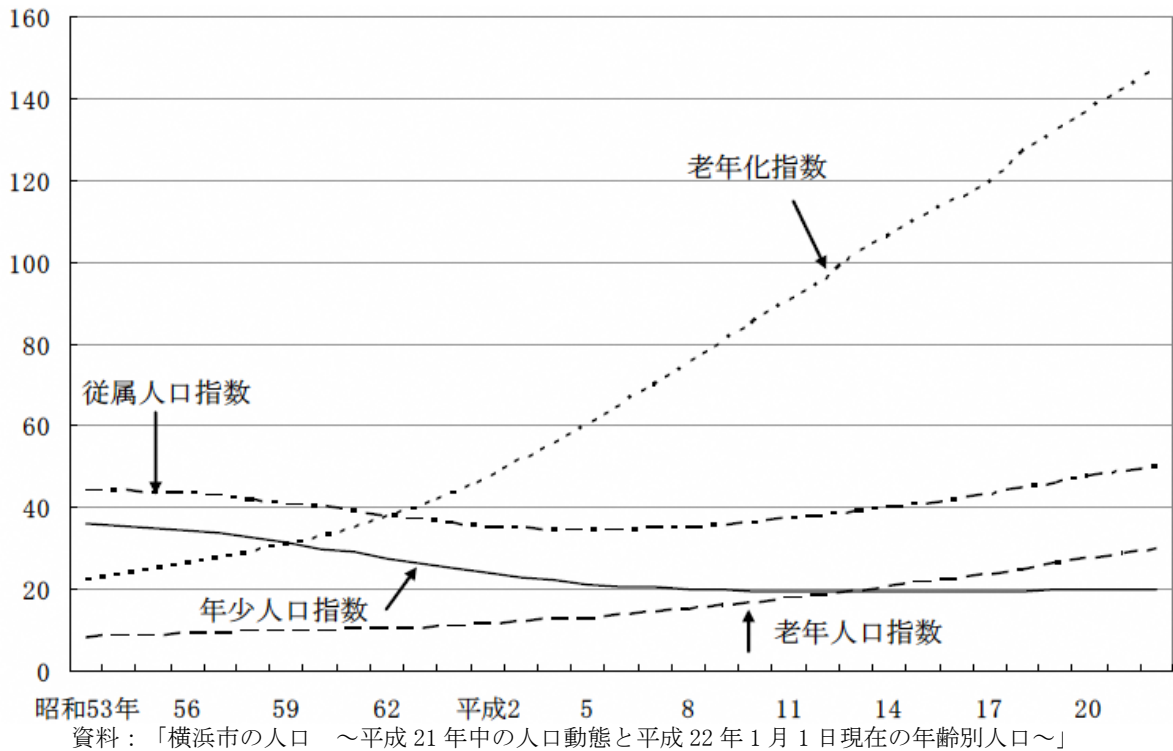
年齢（3区分）別人口の推移（昭和53年～平成22年）

年次	人 口				割合 (%)			増 減			
	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和22年	814,379	261,084	527,405	25,890	32.1	64.8	3.2	...	...	...	...
25年	951,189	312,659	605,886	32,582	32.9	63.7	3.4	136,810	51,575	78,481	6,692
30年	1,143,687	350,098	749,689	43,875	30.6	65.6	3.8	192,498	37,439	143,803	11,293
35年	1,375,710	365,008	953,827	56,875	26.5	69.3	4.1	232,023	14,910	204,138	13,000
40年	1,788,915	411,315	1,302,221	75,379	23.0	72.8	4.2	413,205	46,307	348,394	18,504
45年	2,238,264	530,939	1,606,628	100,697	23.7	71.8	4.5	449,349	119,624	304,407	25,318
50年	2,621,771	663,517	1,823,622	132,756	25.3	69.6	5.1	383,507	132,578	216,994	32,059
55年	2,773,674	666,549	1,931,040	173,291	24.0	69.6	6.2	151,903	3,032	107,418	40,535
60年	2,992,926	627,834	2,144,889	217,410	21.0	71.7	7.3	219,252	△38,715	213,849	44,119
平成 2年	3,220,331	551,426	2,373,769	278,000	17.1	73.7	8.6	227,405	△76,408	228,880	60,590
7年	3,307,136	491,340	2,447,608	364,760	14.9	74.0	11.0	86,805	△60,086	73,839	86,760
12年	3,426,651	474,656	2,463,151	477,053	13.9	71.9	13.9	119,515	△16,684	15,543	112,293
17年	3,579,628	481,960	2,459,648	603,839	13.5	68.7	16.9	152,977	7,304	△ 3,503	126,786
18年	3,584,923	482,489	2,457,963	610,290	13.5	68.6	17.0	25,056	529	△ 1,685	6,451
19年	3,606,797	485,251	2,447,424	639,941	13.5	67.9	17.7	21,874	2,762	△10,539	29,651
20年	3,631,236	488,344	2,440,227	668,484	13.4	67.2	18.4	24,439	3,093	△ 7,197	28,543
21年	3,654,427	489,798	2,433,459	696,989	13.4	66.6	19.1	23,191	1,454	△ 6,768	28,505
22年	3,672,789	489,910	2,427,143	721,555	13.3	66.1	19.6	18,362	112	△ 6,316	24,566

注) 昭和22年～平成17年は「国勢調査」（10月1日現在）、平成18年以降は「推計人口」（1月1日現在）による。平成18年の数値は、平成17年国勢調査結果（確定値）に基づき推計したものであり、人口ニュース等で公表した推計人口とは一致しない。また、総数には「年齢不詳」を含む。

資料：「横浜市の人口 ～平成21年中の人口動態と平成22年1月1日現在の年齢別人口～」

年齢構造指数の推移（昭和53年～平成22年）



年齢構造指数及び平均年齢の推移（昭和22年～平成22年）

年次	横浜市					全国				
	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数	平均年齢(歳)	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数	平均年齢(歳)
昭和22年	49.5	4.9	54.4	9.9	...	...	...	...	...	...
25年	51.6	5.4	57.0	10.4	26.4	59.4	8.3	67.7	13.9	26.6
30年	46.7	5.9	52.6	12.5	27.4	54.6	8.7	63.3	15.9	27.6
35年	38.3	6.0	44.2	15.6	28.5	47.0	8.9	55.9	19.0	29.0
40年	31.6	5.8	37.4	18.3	29.1	37.9	9.2	47.1	24.4	30.3
45年	33.0	6.3	39.3	19.0	29.5	34.9	10.3	45.1	29.4	31.5
50年	36.4	7.3	43.7	20.0	30.3	35.9	11.7	47.6	32.6	32.5
55年	34.5	9.0	43.5	26.0	32.2	34.9	13.5	48.4	38.7	33.9
60年	29.3	10.1	39.4	34.6	34.0	31.6	15.1	46.7	47.9	35.7
平成2年	23.2	11.7	34.9	50.4	36.0	26.2	17.3	43.5	66.2	37.6
7年	20.1	14.9	35.0	74.2	38.2	23.0	20.9	43.9	91.2	39.6
12年	19.3	19.4	38.6	100.5	40.1	21.4	25.5	46.9	119.1	41.4
17年	19.6	24.5	44.1	125.3	41.9	20.8	30.5	51.4	146.5	43.3
18年	19.6	24.8	44.5	126.5	41.93	20.7	30.5	51.2	147.3	...
19年	19.8	26.1	46.0	131.9	42.25	20.8	32.1	52.9	154.0	...
20年	20.0	27.4	47.4	136.9	42.54	20.8	33.3	54.2	159.8	...
21年	20.1	28.6	48.8	142.3	42.83	20.9	34.6	55.5	165.3	...
22年	20.2	29.7	49.9	147.3	43.12	20.9	35.8	56.6	171.4	...

注) 昭和22年～平成17年は「国勢調査」(10月1日現在)、平成18年以降は「推計人口」(1月1日現在)による。ただし、平成22年の全国は「人口推計月報」の概算値

資料：「横浜市の人口 ～平成21年中の人口動態と平成22年1月1日現在の年齢別人口～」

## 5 関係法令等

### (1) 墓地、埋葬等に関する法律

制 定 昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号

最終改正 平成 18 年 6 月 7 日法律第 53 号

#### 第 1 章 総則

第 1 条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第 2 条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠 4 箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

#### 第 2 章 埋葬、火葬及び改葬

第 3 条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後 24 時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠 7 箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第 4 条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第 5 条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

#### 第 6 条及び第 7 条 削除

第 8 条 市町村長が、第 5 条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

第 9 条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）の規定を準用する。

### 第 3 章 墓地、納骨堂及び火葬場

第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第 11 条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条 の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。



第 12 条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第 13 条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第 14 条 墓地の管理者は、第 8 条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第 8 条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第 8 条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行ってはならない。

第 15 条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第 16 条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、5 箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第 17 条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月 5 日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第 18 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第 19 条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第 10 条の規定による許可を取り消すことができる。

### 第 3 章の 2 雑則

第 19 条の 2 第 18 条及び前条（第 10 条の規定による許可を取り消す場合を除く。）中「都道府県知事」とあるのは、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

第 19 条の 3 前条に規定するもののほか、この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

### 第 4 章 罰則

第 20 条 左の各号の一に該当する者は、これを 6 箇月以下の懲役又は 5,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 10 条の規定に違反した者
- (2) 第 19 条に規定する命令に違反した者

第 21 条 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- (1) 第 3 条、第 4 条、第 5 条第 1 項又は第 12 条から第 17 条までの規定に違反した者
- (2) 第 18 条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第 22 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

第 23 条 この法律は、昭和 23 年 6 月 1 日から、これを施行する。

第 24 条 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和 22 年法律第 72 号）第 1 条の 4 により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則（明治 17 年太政官布達第 25 号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治 17 年太政官達第 82 号）

埋火葬の認許等に関する件（昭和 22 年厚生省令第 9 号）

第 25 条 この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

第 26 条 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を経営している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第 27 条 従前の命令の規定により納骨堂の経営について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を経営している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を経営しようとするものは、この法律施行後 3 箇月以内に第 10 条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

第 28 条 この法律施行の際現に従前の命令の規定に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

附 則 （昭和 29 年 5 月 20 日法律第 120 号） 抄

1 この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 号） 抄

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 号） 抄

- 1 この法律は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第 3 項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てを行うことができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前 8 項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号） 抄

この法律（第 1 条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和 45 年 4 月 1 日法律第 12 号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和 50 年 7 月 16 日法律第 67 号） 抄

**（施行期日）**

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和 58 年 12 月 10 日法律第 83 号） 抄

**（施行期日）**

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 第 13 条、第 15 条、第 17 条及び第 18 条の規定並びに第 24 条の規定（麻薬取締法第 29 条の改正規定を除く。）並びに附則第 3 条及び第 15 条の規定 昭和 59 年 1 月 1 日

**（再審査請求に係る経過措置）**

第 15 条 第 13 条、第 16 条又は第 20 条の規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律第 19 条の 4、興行場法第 7 条の 3 又はへい獣処理場等に関する法律第 9 条の 3 の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**

第 16 条 この法律の施行前にした行為及び附則第 3 条、第 5 条第 5 項、第 8 条第 2 項、第 9 条又は第 10 条の規定により従前の例によることとされる場合における第 17 条、第 22 条、第 36 条、第 37 条又は第 39 条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成 2 年 6 月 29 日法律第 62 号） 抄

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成 6 年 6 月 29 日法律第 49 号） 抄

**（施行期日）**

1 この法律中、第 1 章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 48 号）中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 編第 12 章の改正規定の施行の日から、第 2 章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第 3 編第 3 章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成 6 年 7 月 1 日法律第 84 号） 抄

**（施行期日）**

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条中母子保健法第 18 条の改正規定（「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成 7 年 1 月 1 日から、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定並びに第 21 条中優生保護法第 22 条の改正規定（「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改める部分を除く。）及び同法第 30 条の改正規定並びに附則第 3 条から第 11 条まで、附則第 23 条から第 37 条まで及び附則第 39 条の規定並びに附則第 41 条中厚生省設置法第 6 条の改正規定（「優生保護相談所の設置を認可し、及び」を削る部分に限る。）は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

**（その他の処分、申請等に係る経過措置）**

第 13 条 この法律（附則第 1 条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第 5 条から第 10 条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**（罰則に関する経過措置）**

第 14 条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（その他の経過措置の政令への委任）**

第 15 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

**（施行期日）**

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 （平成 18 年 6 月 7 日法律第 53 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 195 条第 2 項、第 196 条第 1 項及び第 2 項、第 199 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 252 条の 17、第 252 条の 22 第 1 項並びに第 252 条の 23 の改正規定並びに附則第 4 条、第 6 条、第 8 条から第 10 条まで及び第 50 条の規定 公布の日
- 2 第 96 条第 1 項の改正規定、第百条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 101 条、第 102 条第 4 項及び第 5 項、第 109 条、第 109 条の 2、第 110 条、第 121 条、第 123 条、第 130 条第 3 項、第 138 条、第 179 条第 1 項、第 207 条、第 225 条、第 231 条の 2、第 234 条第 3 項及び第 5 項、第 237 条第 3 項、第 238 条第 1 項、第 238 条の 2 第 2 項、第 238 条の 4、第 238 条の 5、第 263 条の 3 並びに第 314 条第 1 項の改正規定並びに附則第 22 条及び第 32 条の規定、附則第 37 条中地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条第 3 項の改正規定、附則第 47 条中旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条第 6 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 5 条の 29 の改正規定並びに附則第 51 条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 47 条の改正規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

## (2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則

制 定 昭 和 23 年 7 月 13 日 厚 生 省 令 第 24 号

最 終 改 正 平 成 20 年 5 月 2 日 厚 生 労 働 省 令 第 106 号

墓地、埋葬等に関する法律施行規則を次のように定める。

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第 2 項 に規定する市町村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- (2) 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- (3) 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- (4) 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項 から第 4 項 まで及び第 7 項 に規定する感染症、同条第 8 項 に規定する感染症のうち同法第 7 条 に規定する政令により当該感染症について同法第 30 条 の規定が準用されるもの並びに同法第 6 条第 9 項 に規定する感染症、その他の別）
- (5) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- (6) 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- (7) 埋葬又は火葬場所
- (8) 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

第 2 条 法第 5 条第 1 項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第 2 項 に規定する市町村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
- (2) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- (3) 埋葬又は火葬の場所
- (4) 埋葬又は火葬の年月日
- (5) 改葬の理由
- (6) 改葬の場所



- (7) 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
- (2) 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
- (3) その他市町村長が特に必要と認める書類

第3条 死亡者の縁故者が無い墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠4月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第1項の申請書には、同条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 無縁墳墓等の写真及び位置図
- (2) 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- (3) 前号に規定する官報の写し及び立札の写真
- (4) その他市町村長が特に必要と認める書類

第4条 法第8条に規定する埋葬許可証は別記様式第1号又は第2号、改葬許可証は別記様式第3号、火葬許可証は別記様式第4号又は第5号によらなければならない。

第5条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。

2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。

3 前2項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第1項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火

葬」と読み替えるものとする。

第6条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

第7条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 墓地使用者等の住所及び氏名

(2) 第1条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日

(3) 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日

2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 火葬を求めた者の住所及び氏名

(2) 第1条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに火葬の年月日

第8条 火葬場の管理者は、火葬を行ったときは、火葬許可証に火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

第9条 法第17条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第6号、火葬状況の報告は別記様式第7号により、これを行わなければならない。

第10条 法第18条第1項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第2項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和25年4月1日厚生省令第13号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 31 年 9 月 22 日厚生省令第 41 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 45 年 4 月 1 日厚生省令第 12 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 52 年 1 月 18 日厚生省令第 1 号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 58 年 12 月 23 日厚生省令第 45 号） 抄

1 この省令は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成元年 3 月 24 日厚生省令第 10 号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則 （平成 10 年 12 月 28 日大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第 1 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 11 年 1 月 11 日厚生省令第 4 号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成 11 年 3 月 29 日厚生省令第 29 号）

（施行期日）

1 この省令は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定については、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この省令の施行の際現に行っている改葬の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （平成 15 年 10 月 30 日厚生労働省令第 167 号） 抄

**(施行期日)**

- 1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 145 号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成 19 年 3 月 30 日厚生労働省令第 50 号）

この省令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 20 年 5 月 2 日厚生労働省令第 106 号）

**(施行期日)**

- 第 1 条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**(様式に関する経過措置)**

- 第 2 条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(3) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例

制 定 平成 14 年 12 月 25 日条例第 57 号

最終改正 平成 20 年 9 月 25 日条例第 46 号

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例をここに公布する。

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 墓地等の経営の許可等の手続及び基準(第 4 条—第 12 条)

第 3 章 計画の公開(第 13 条・第 14 条)

第 4 章 周辺住民との協議(第 15 条・第 16 条)

第 5 章 あっせん(第 17 条・第 18 条)

第 6 章 調停(第 19 条—第 29 条)

第 7 章 経営管理(第 30 条・第 31 条)

第 8 章 雑則(第 32 条—第 36 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に係る基準、手続等を定めることにより、墓地等の経営が支障なく行われ、市民生活における墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(計画策定上の配慮事項)

第 3 条 法第 10 条第 1 項の許可を受けて墓地等を経営しようとする者、同条第 2

項の許可を受けて墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする者及び次条第 2 項の許可を受けて墓地内の墳墓を設ける区域又は墳墓の数を変更しようとする者は、当該墓地等に係る計画の策定に当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条の規定に基づき定められた都市計画施設の整備の妨げにならないよう努めなければならない。

## 第 2 章 墓地等の経営の許可等の手続及び基準

### （墓地等の経営の許可等）

第 4 条 法第 10 条第 1 項若しくは第 2 項又は次項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 墓地内の墳墓を設ける区域又は墳墓の数を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による申請が第 6 条から第 11 条までの規定に適合する場合でなければ、法第 10 条第 1 項若しくは第 2 項又は前項の許可をすることができない。

4 市長は、法第 10 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 2 項の許可に公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

### （みなし許可に係る届出）

第 5 条 法第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされた墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

### （墓地等の経営主体）

第 6 条 墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）で、主たる事務所又は従たる事務所を横浜市内に有するもの

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）で、主たる事務所又は従たる事務所を横浜市内に有するもの

（平 20 条例 46・一部改正）

### (墓地等の敷地)

第7条 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が、自ら所有する土地でなければならない。ただし、地方公共団体が墓地等を経営する場合又は市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

### (墓地の設置場所)

第8条 墓地の設置場所は、当該墓地が専ら焼骨のみを埋蔵するものである場合を除き、学校、公園又は住宅の敷地から墓地の敷地の境界線までの水平距離が110メートル以上であり、高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地でなければならない。

### (墓地の構造設備基準)

第9条 墓地の構造設備基準は、次のとおりとする。ただし、市長が、土地の形状その他特別の事由により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 周囲は、塀又は密植した樹木の垣をめぐらし、外部と区画すること。
- (2) 都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域に墓地を設置する場合及び同条第3項に規定する市街化調整区域に面積が10,000平方メートル未満の墓地を設置する場合は当該墓地の面積の30パーセント以上の、同項に規定する市街化調整区域に面積が10,000平方メートル以上の墓地を設置する場合は当該墓地の面積の35パーセント(当該墓地を設置しようとする区域に、既に当該墓地の面積の50パーセント以上に相当する面積の緑地がある場合は40パーセント)以上の緑地を、規則で定める基準に従い、設けること。
- (3) 墳墓の数に0.05を乗じて得た数以上の数の自動車を収容できる駐車場を設けること。
- (4) 面積が3,000平方メートル以上の墓地にあつては、墓地の駐車場の出入口が、幅員4.5メートル以上の道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号から第4号までに規定する道路をいう。)に接していること。
- (5) コンクリート、石、れんが等で築造し、又は小石を敷いた1メートル以上の幅員を有する通路を設けること。
- (6) 排水路その他の排水施設が、雨水、流水等を有効に排出するとともに、その排出によって墓地の区域内及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力を有し、かつ、適当に配置されていること。
- (7) 管理事務所、給水設備、ごみ集積設備及び便所を設けること。

#### (納骨堂の構造設備基準)

第 10 条 納骨堂の構造設備基準は、次のとおりとする。ただし、市長が、土地の形状その他特別の事由により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 納骨設備は、不燃材料を用いること。
- (2) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造とすること。
- (3) 管理事務所を設けること。

#### (火葬場の構造設備基準)

第 11 条 火葬場の構造設備基準は、次のとおりとする。ただし、市長が、土地の形状その他特別の事由により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 周囲は、高さ 1.8 メートル以上の塀又は密植した樹木の垣をめぐらし、外部と区画すること。
- (2) 事務室、収骨室、死体安置室、灰置場、客用休憩所及び便所を設けること。
- (3) 火葬炉には、大気汚染、臭気及び騒音を防止するための十分な能力を有する設備を設けること。
- (4) 死体安置室内には、洗浄設備及び排水設備を設け、かつ、その出入口は、施錠ができる構造とすること。
- (5) 灰置場の建物の出入口は、施錠ができる構造とすること。

#### (工事の完了検査等)

第 12 条 法第 10 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 条第 2 項の許可(墓地等の廃止の許可を除く。)を受けた者は、当該許可に伴う工事が完了したときは、規則で定めるところにより市長の検査を受け、当該墓地等が第 7 条から前条までに規定する構造設備基準等に適合していることの確認を受けなければならない。

2 前項の検査を受けた者は、同項の確認を受けた後でなければ、当該墓地等を使用させてはならない。

### 第 3 章 計画の公開

#### (標識の設置)

第 13 条 第 4 条第 1 項の規定により申請しようとする者(墓地等の廃止の許可を申



請しようとする者を除く。以下「設置等予定者」という。)は、あらかじめ、墓地等の敷地の境界線からの水平距離が 110 メートル以内の範囲において、住所を有する者、土地又は建物を所有する者及び規則で定める者(以下「周辺住民」という。)に墓地等の設置等の計画について周知を図るため、規則で定めるところにより、見やすい場所に標識を設置しなければならない。

- 2 設置等予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

#### (計画の説明)

第 14 条 設置等予定者は、前条第 1 項の規定により標識を設置した後、規則で定めるところにより、当該墓地等の設置等の計画について周辺住民に説明しなければならない。

- 2 設置等予定者は、前項の規定により説明を行ったときは、速やかに、その概要を市長に報告しなければならない。

### 第 4 章 周辺住民との協議

#### (自主的解決)

第 15 条 設置等予定者及び周辺住民は、墓地等の設置等に際して紛争が生じた場合は、相互の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めなければならない。

#### (周辺住民との協議)

第 16 条 設置等予定者は、周辺住民から、規則で定める期間内に、次に掲げる事項について協議の申出があったときは、これに応じなければならない。

- (1) 墓地等についての公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事項
- (3) 墓地等の建設工事の方法等に関する事項

- 2 設置等予定者は、前項の規定により協議を行ったときは、速やかに、その概要を市長に報告しなければならない。

## 第5章 あっせん

### (あっせん)

第17条 市長は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項についての紛争にあつては設置等予定者及び周辺住民の双方から、同項第3号に掲げる事項についての紛争にあつては設置等予定者、第4条第1項の規定により申請した者、法第10条第1項若しくは第2項又は第4条第2項の許可を受けた者のうちいずれかの者及び周辺住民(以下「紛争当事者」という。)の双方から調整の申出があつたときは、あっせんを行う。

2 市長は、紛争当事者の一方から、前条第1項各号に掲げる事項についての紛争の調整の申出があつた場合において、相当な理由があると認めるときは、あっせんを行う。

3 前2項の申出は、当該申出により調整を求める紛争が、前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に係るものであるときは第4条第1項の規定による申請を行う前までに、前条第1項第3号に掲げる事項に係るものであるときは第12条第1項の規定による市長の検査を受ける前までに行わなければならない。

4 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し意見を聴くため出席を求め、及び必要な資料の提出を求めることができる。

5 市長は、紛争当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が公正に解決されるよう努めなければならない。

### (あっせんの打ち切り)

第18条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

## 第6章 調停

### (横浜市墓地等設置紛争調停委員会)

第19条 市長の附属機関として、横浜市に横浜市墓地等設置紛争調停委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の付託に応じ調停を行うとともに、市長の諮問に応じ墓地等の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する事項について調査審議する。

3 委員会は、前項の諮問に関連する事項その他墓地等の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第 20 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法律、都市計画又は環境の保全に関して学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

#### (委員の任期)

第 21 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第 22 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (小委員会)

第 23 条 委員会に付託された調停は、3 人以上の委員から成る調停小委員会(以下「小委員会」という。)を設けて行う。

- 2 小委員会の委員は、委員会の委員のうちから、事件ごとに、会長が指名する。
- 3 小委員会は、小委員会の委員の互選によって委員長を定め、委員長の指揮により調停を行う。
- 4 小委員会は、調停のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し意見を聴くため出席を求め、及び必要な資料の提出を求めることができる。

#### (調停の申出)

第 24 条 市長は、紛争当事者の双方から、第 16 条第 1 項各号に掲げる事項についての調停の申出があったときは、委員会の調停に付することができる。

- 2 市長は、紛争当事者の一方から、第 16 条第 1 項各号に掲げる事項についての調停の申出があった場合において、相当な理由があると認めるときは、他の紛争当事者に対して、調停に付することに合意するよう勧告することができる。
- 3 第 17 条第 3 項の規定は、前 2 項の申出について準用する。

#### (調停前の措置)

第 25 条 小委員会は、調停前に、紛争当事者に対し、調停の内容となる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為の制限その他調停のために必要と認める措置をとることを勧告することができる。

#### (調停案の受諾の勧告)

第 26 条 小委員会は、必要に応じ、調停案を作成し、紛争当事者に対して、期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、小委員会の委員の過半数の意見で作成しなければならない。

#### (調停の打ち切り)

第 27 条 小委員会は、調停に係る紛争について紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、小委員会の委員全員の意見をもって、調停を打ち切ることができる。

2 前条第 1 項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に紛争当事者の双方から受諾する旨の申出がなかったときは、当該紛争当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

#### (調停の非公開)

第 28 条 委員会及び小委員会の行う調停は、公開しない。

#### (調停終了の報告)

第 29 条 小委員会は、調停が終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定により報告を受けたときは、その結果を市長に報告するものとする。

### 第 7 章 経営管理

#### (帳簿の作成等)

第 30 条 宗教法人が宗教法人法第 6 条第 1 項に規定する公益事業として経営する墓地及び公益法人が経営する墓地(以下「事業型墓地」という。)を設置する者は、当該事業型墓地の経営に係る 1 会計年度の収入の額が規則で定める額を超える場

合は、当該事業型墓地の経営に関する当該年度の財産目録、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書を作成し、当該年度終了後 4 月以内に、公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、それらの写しを市長に提出しなければならない。

#### (契約内容の基準)

第 31 条 事業型墓地、宗教法人が宗教法人法第 6 条第 1 項に規定する公益事業として経営する納骨堂及び公益法人が経営する納骨堂の使用に係る契約の内容は、使用者の権利義務を明確にする等のため、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

### 第 8 章 雑則

#### (勧告)

第 32 条 市長は、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は前条の規定に違反している者に対して、期限を定めて、各条項に定める措置をとるよう勧告することができる。

2 市長は、第 12 条第 2 項の規定に違反している者に対して、期限を定めて、同項の規定を遵守するよう勧告することができる。

#### (公表)

第 33 条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

#### (立入調査)

第 34 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (管理者の遵守事項)

第 35 条 法第 12 条の規定により置かれた墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等を清潔に保持し、掃除及び修理を怠らないこと。
- (2) 火葬場における残骨は、丁寧に扱うこと。

### (委任)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 第 2 章から第 6 章までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の第 4 条第 1 項の規定による法第 10 条第 1 項の許可の申請に係る墓地等について適用し、施行日前の同項の許可の申請に係る墓地等及びこの条例の施行の際現に存する墓地等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前の法第 10 条第 1 項の許可の申請に係る墓地及びこの条例の施行の際現に存する墓地(以下「既存墓地」という。)で施行日以後に当該既存墓地内の墳墓の数を変更しようとするものについては、第 2 章から第 6 章まで(第 6 条から第 8 条まで並びに第 9 条第 2 号から第 4 号まで及び第 7 号を除く。)の規定を適用する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、既存墓地で施行日以後に当該既存墓地の区域を変更しようとするものについては、当該変更しようとする区域(面積が増加する部分の区域に限る。)を法第 10 条第 1 項の許可を受けて墓地を設置しようとする区域とみなして第 2 章から第 6 章まで(第 6 条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 9 条第 4 号中「面積」とあるのは、「面積(平成 15 年 4 月 1 日から当該墓地の区域を変更しようとするまでの間に法第 10 条第 2 項の許可を受けて既に墓地の区域を変更している場合は、当該変更した墓地の区域(面積が増加した部分の区域に限る。)の面積と当該変更しようとする墓地の区域(面積が増加する部分の区域に限る。)の面積とを合計した面積)」とする。

5 第 30 条の規定は、施行日以後に開始する宗教法人又は公益法人の会計年度に係る帳簿について適用する。

6 第 31 条の規定は、施行日以後に締結する事業型墓地、宗教法人が宗教法人法第

6 条第 1 項に規定する公益事業として経営する納骨堂及び公益法人が経営する納骨堂の使用に係る契約について適用する。

附 則(平成 20 年 9 月条例第 46 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する墓地に係るこの条例による改正後の横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第 30 条及び第 31 条の規定の適用については、これらの規定に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 42 条第 1 項に規定する特例財団法人を含むものとする。

(4) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則

制 定 平成 15 年 3 月 25 日規則第 21 号

最終改正 平成 20 年 11 月 28 日規則第 104 号

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則をここに公布する。

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則

(趣旨)

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)及び横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 57 号。以下「条例」という。)の施行については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和 23 年厚生省令第 24 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(墓地等の経営の許可等)

第 3 条 法第 10 条第 1 項の許可を受けようとする者は墓地等経営許可申請書(第 1 号様式)を、同条第 2 項又は条例第 4 条第 2 項の許可を受けようとする者は墓地区域等変更許可申請書(第 2 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の敷地の境界線からの水平距離が 200 メートル以内の区域に存する道路、学校、公園及び住宅の位置並びにこれらの施設(道路を除く。)から墓地等の敷地の境界線までの水平距離を示した見取図
- (2) 墓地等の敷地に係る不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 119 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び同法第 14 条第 1 項の地図
- (3) 墓地等の設計図
- (4) 申請理由を記載した書類
- (5) 申請しようとする者が条例第 6 条第 2 号に規定する宗教法人(以下「宗教



法人」という。)である場合は、当該宗教法人の登記事項証明書及び規則並びに当該宗教法人において当該墓地等の経営等を決定したことを証する書類

- (6) 申請しようとする者が条例第 6 条第 3 号に規定する公益法人(以下「公益法人」という。)である場合は、当該公益法人の登記事項証明書及び定款並びに当該公益法人において当該墓地等の経営等を決定したことを証する書類
  - (7) 墓地等の設置に係る資金計画及び墓地等の管理運営方法を記載した書類
  - (8) 条例第 30 条に規定する墓地を設置しようとする場合は、公認会計士又は監査法人による監査を受けた開始貸借対照表
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- (平 20 規則 104・一部改正)

#### (みなし許可に係る届出)

第 4 条 条例第 5 条の規定による届出は、墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届出書(第 3 号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。

- (1) 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業計画の認可を受けたことを証する書類
- (2) 墓地又は火葬場の設計図
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### (緑地の配置基準)

第 5 条 条例第 9 条第 2 号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地の敷地の境界線に接し、その内側に、帯状に配置すること。
- (2) 緑地 20 平方メートルにつき高さが 3 メートル以上の樹木を 1 本以上、高さが 1 メートル以上 3 メートル未満の樹木を 2 本以上、高さが 1 メートル未満の樹木を 15 本以上植えること。

#### (墓地等の構造設備基準等適合確認)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項の確認を受けようとする者は、工事が完了した日から 10 日以内に、墓地等構造設備基準等適合確認申請書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

#### (規則で定める周辺住民)

第7条 条例第13条第1項の規則で定める者は、墓地等の敷地の境界線からの水平距離が110メートル以内の範囲において住所を有する者を構成員に含む地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する団体とする。

#### (標識の設置)

第8条 条例第13条第1項の標識は、第5号様式とする。

- 2 前項の標識は、墓地等の敷地が道路に接する部分(2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。
- 3 第1項の標識は、条例第4条第1項の規定により申請しようとする日(以下「申請予定年月日」という。)前120日までに設置するとともに、当該墓地等の工事に係る条例第12条第1項の確認を受ける日まで撤去してはならない。
- 4 条例第4条第1項の規定により申請しようとする者(墓地等の廃止の許可を申請しようとする者を除く。以下「設置等予定者」という。)は、第1項の標識について、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

#### (標識を設置した旨の届出)

第9条 条例第13条第2項の規定による届出は、標識設置届出書(第6号様式)により行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 標識を設置した場所が明示された図面
  - (2) 標識及びその付近の写真

#### (計画説明)

第10条 条例第14条第1項の規定による説明(以下「計画説明」という。)は、申請予定年月日前90日までに、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 設置等予定者の名称
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の規模及び構造設備の概要
- (4) 墓地等の維持管理の方法
- (5) 申請予定年月日

- (6) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日
  - (7) 工事の方法及び安全対策の概要
  - (8) 条例第 16 条第 1 項の規定に基づく協議の申出の期限及び方法
- 2 設置等予定者は、計画説明の方法を周知させるため、あらかじめ必要な措置を講ずるとともに、計画説明を行おうとする日の前日までに、前項各号に掲げる事項を記載した書類を配付しなければならない。

#### (計画説明の概要報告)

第 11 条 条例第 14 条第 2 項の規定による報告は、計画説明概要報告書(第 7 号様式)により行わなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 計画説明で使用した資料
  - (2) 墓地等の敷地の境界線からの水平距離が 110 メートル以内の範囲において、住所を有する者、土地又は建物を所有する者及び第 7 条に規定する者(以下「周辺住民」という。)に関する書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類

#### (周辺住民との協議)

第 12 条 条例第 16 条第 1 項の規則で定める期間は、条例第 13 条第 1 項の規定により標識を設置したときから条例第 4 条第 1 項の規定による申請を行う前までとする。

- 2 条例第 16 条第 2 項の規定による報告は、協議概要報告書(第 8 号様式)により行わなければならない。
- 3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 協議で使用した資料
  - (2) 協議した周辺住民の氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (3) 協議の結果合意した事項がある場合は、当該合意した事項を記載した書類
  - (4) その他市長が必要と認める書類

#### (あっせんの申出)

第 13 条 条例第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による申出は、あっせん申出書(第 9 号様式)により行わなければならない。

#### (調停の申出)

第 14 条 条例第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による申出は、調停申出書(第 10 号様式)により行わなければならない。

#### (あっせん又は調停の出席者)

第 15 条 設置等予定者、条例第 4 条第 1 項の規定により申請した者、法第 10 条第 1 項若しくは第 2 項又は条例第 4 条第 2 項の許可を受けた者のうちいずれかの者及び周辺住民(以下「紛争当事者」という。)以外の者は、市長が行うあっせん又は条例第 23 条第 1 項に規定する調停小委員会が行う調停に出席することができない。ただし、市長が相当と認めた紛争当事者の代理人については、この限りでない。

2 市長は、あっせん又は調停の手続のため必要があると認めるときは、紛争当事者の中からあっせん又は調停の手続における当事者となる 1 人又は数人の代表者を選定するよう求めることができる。

3 紛争当事者は、前項の規定により代表者を選定したときは、代表者選定届出書(第 11 号様式)を市長に提出しなければならない。

#### (帳簿を作成すべき収入の額)

第 16 条 条例第 30 条に規定する規則で定める額は、80,000,000 円とする。

#### (事業報告書の記載事項)

第 17 条 条例第 30 条に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 墓地を設置する者の名称
- (2) 墓地の名称及び所在地
- (3) 当該会計年度において使用に係る契約を締結した墳墓の数及び当該墳墓の区域の面積
- (4) 当該会計年度において使用に係る契約を解除した墳墓の数及び当該墳墓の区域の面積
- (5) 当該会計年度の末日において使用に係る契約を締結していない墳墓の数及び当該墳墓の区域の面積
- (6) その他市長が必要と認める事項

#### (契約内容の基準)

第 18 条 条例第 31 条に規定する規則で定める基準は、別表左欄に掲げる墓地又は納骨堂の区分に従い、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

#### (立入調査員証)

第 19 条 条例第 34 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第 12 号様式)とする。

#### (申請事項の変更の届出)

第 20 条 墓地等を設置する者は、その名称、事務所の所在地、代表者の氏名、墓地等の名称又は墓地等の管理者に変更があったときは、速やかに、申請事項変更届出書(第 13 号様式)を市長に提出しなければならない。

#### (書類の経由)

第 21 条 法、省令、条例及びこの規則の定めるところにより市長に提出する書類は、省令第 1 条に規定する埋葬又は火葬の許可の申請書、省令第 2 条に規定する改葬の許可の申請書、条例第 30 条に規定する書類及び第 13 条から第 15 条までに規定する書類を除き、正副 2 通とし、所管の福祉保健センター長を経由しなければならない。

#### (委任)

第 22 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平 18 規則 84 ・ 一部改正)

附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の廃止)

2 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和 31 年 10 月横浜市規則第 84 号)は、廃止する。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄

#### (施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 11 月規則第 104 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

**別表** (第 18 条)

墓地又は納骨堂の区分	契約内容の基準
契約に基づき使用权を設定し、当該使用权を承継することができる墓地又は納骨堂	契約に、次に掲げる事項が含まれていること。 1 契約の目的に関する事項 2 設定した使用权の内容に関する事項 3 使用料に関する事項 4 使用に当たっての経営者と使用者の責任分担に関する事項 5 管理料に関する事項 6 契約の更新に関する事項(当該使用权の存続期間が定められている場合に限る。) 7 使用者の地位の承継があった場合の届出に関する事項 8 契約の解除並びに契約を解除した場合の使用料及び管理料の取扱いに関する事項 9 契約の終了及び契約の終了後における死体、焼骨、墓石等の取扱いに関する事項
契約に基づき委託を受けて焼骨の埋蔵等及び管理が行われる墓地又は納骨堂	契約に、次に掲げる事項が含まれていること。 1 契約の目的に関する事項 2 委託事務の内容に関する事項 3 委託料に関する事項 4 契約の解除並びに契約を解除した場合の委託料の取扱いに関する事項 5 契約の終了及び契約の終了後における死体、焼骨、墓石等の取扱いに関する事項

(様式略)

(5) 横浜市墓地及び霊堂に関する条例

制 定 平成 5 年 3 月 29 日 条例第 14 号

最終改正 平成 19 年 9 月 28 日 条例第 52 号

横浜市墓地及び霊堂に関する条例をここに公布する。

横浜市墓地及び霊堂に関する条例

(設置)

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)の規定による埋葬及び焼骨の埋蔵又は収蔵並びに祭しを行うための施設として、横浜市に墓地及び霊堂を置く。

2 墓地及び霊堂の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(墳墓地等)

第 2 条 埋葬及び焼骨の埋蔵又は収蔵を行うため、日野公園墓地に墳墓地(法第 2 条第 4 項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。以下同じ。)並びに壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設を、メモリアルグリーンに芝生型納骨施設、合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設を、その他の墓地に墳墓地を置く。

2 久保山霊堂に焼骨の収蔵を行うための家族納骨壇及び焼骨短期保管施設並びに祭しを行うための式場を置く。

(平 17 条例 102・一部改正)

(墓地及び霊堂の使用資格)

第 3 条 墓地及び霊堂(式場を除く。)を使用しようとする者(第 9 条の規定により使用権を承継する者を除く。次項において同じ。)は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(1) 横浜市内に住所を有する者であること。

(2) 祭しを主宰する者であること(壁面式納骨施設、家族納骨壇又は焼骨短期保管施設を使用する場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、根岸外国人墓地を使用しようとする者は、外国の国籍を有する者でなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めた者については、

この限りでない。

(平 17 条例 102・一部改正)

#### (使用許可)

第 4 条 墓地及び霊堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に墓地及び霊堂の管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長は、式場の使用が次のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(1) 霊堂又はその周辺における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 霊堂の設置の目的に反するとき。

(3) 霊堂の管理上支障があるとき。

4 市長は、第 1 項の規定により許可をしたときは使用許可証を、前項の規定により許可をしないこととしたときは使用不許可通知書を交付する。

5 前各項に定めるもののほか、使用許可に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 13 条例 54・一部改正)

#### (使用料)

第 5 条 前条第 1 項の許可を受けた者又は第 9 条の規定により使用权を承継した者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 横浜市内に住所を有しない者が前条第 1 項の許可を受けた場合の使用料の額は、前項に規定する使用料の額の 5 割増しとする。

3 前 2 項の使用料は、前納とする。

(平 17 条例 102・一部改正)

#### (管理料)

第 5 条の 2 久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地(墳墓地に限る。)又はメモリアルグリーンの利用者は、別表第 3 に定める額の管理料を納付しなければならない。

2 管理料の納付方法は、規則で定める。

(平 17 条例 102・追加、平 19 条例 52・一部改正)



#### (使用料等の減免)

第 6 条 市長は、公益上の必要があると認める場合その他規則で定める場合は、使用料又は管理料の全部又は一部を免除することができる。

(平 17 条例 102・一部改正)

#### (使用料等の不返還)

第 7 条 既納の使用料及び管理料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

(平 17 条例 102・一部改正)

#### (管理上の措置等)

第 8 条 市長は、管理上必要があると認める場合は、使用者に対し、その使用について制限を課し、若しくは条件を付し、又は適当な措置を採らせることができる。

2 使用者が前項の措置を採らない場合は、市長は、自らこれを執行し、その費用を徴収することができる。

#### (転貸等の禁止)

第 8 条の 2 使用者は、次条に定める場合を除き、墓地又は霊堂を他の者に貸し、又はその使用する権利(以下「使用権」という。)を他の者に譲渡してはならない。

(平 17 条例 102・追加)

#### (使用権の承継)

第 9 条 使用権(合葬式納骨施設、合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設に係る使用権を除く。)は、使用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わって祭しを主宰する者が、市長の許可を得て承継することができる。

(平 17 条例 102・一部改正)

#### (届出)

第 10 条 使用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 墓地又は霊堂を使用する必要がなくなったとき。

#### (使用許可証の書換え等)

第 11 条 使用者は、前条第 1 号に該当するとき、又は第 9 条の使用権の承継があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2 使用者は、使用許可証を紛失したとき、又はき損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。

3 使用者は、前 2 項の規定に基づき使用許可証の書換え又は再交付を受ける場合は、1 件につき 300 円の手数料を納付しなければならない。

#### (使用権の消滅)

第 12 条 墳墓地に係る使用権は、使用者が死亡し、又は使用者の所在が不明となった後 10 年を経過し、かつ、承継者がいないときは、消滅する。

#### (使用許可の取消し)

第 13 条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、墓地又は霊堂の使用許可を取り消すことができる。

(1) 第 4 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 許可を受けた目的以外に使用したとき。

(3) 使用料を納付しないとき。

(4) 久保山墓地、三ツ沢墓地若しくは日野公園墓地の墳墓地又は芝生型納骨施設の利用者が、管理料を 5 年間納付しないとき。

(5) 墳墓地、壁面式納骨施設又は家族納骨壇の利用者が、使用許可を受けた日から 1 年以内に埋葬又は焼骨の埋蔵若しくは収蔵を行わないとき。ただし、墓碑又はこれに類するものを設けたときは、この限りでない。

(6) 焼骨短期保管施設の利用者が、使用許可を受けた日から 6 箇月以内に焼骨の収蔵を行わないとき。

(7) 法又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

(8) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(平 13 条例 54・平 17 条例 102・平 19 条例 52・一部改正)

#### (使用場所の返還)

第 14 条 使用者は、墓地又は霊堂を使用する必要がなくなったとき、使用権が消滅したとき、使用許可を取り消されたとき、又は使用許可期間が満了したときは、

直ちにその使用場所を原状に回復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、原状に回復することを要しない。

- 2 前項に規定する返還義務を有する者が使用場所を返還しない場合は、市長は、必要な措置を採ることができる。この場合において、市長は、当該措置に要した費用を徴収することができる。

#### (碑石、形像等の建設)

第 15 条 墳墓地に碑石、形像等を建設するために特に市長の許可を受けた者は、埋葬又は焼骨の埋蔵以外の目的で墓地を使用することができる。

- 2 碑石、形像等の設置場所の使用許可手続、使用料等については、墳墓地の例による。

#### (墓地又は霊堂の利用の禁止等)

第 16 条 市長(メモリアルグリーンにあつては、第 19 条第 1 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))は、次に掲げる場合においては、墓地若しくは霊堂を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、墓地又は霊堂の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 墓地又は霊堂に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (2) 墓地又は霊堂の施設の破損その他の事由により利用が危険であると認められる場合
- (3) 前 2 号以外の場合において墓地又は霊堂の管理上必要がある場合  
(平 17 条例 102・追加)

#### (行為の禁止)

第 17 条 何人も墓地及び霊堂において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘り起こし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること(第 4 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定に基づく許可に係るものを除く。)
- (5) 土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 居住すること。
- (7) 工作物を設けること(第 4 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定に基づく許可

に係るものを除く。)

- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、墓地及び霊堂の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(平 17 条例 102・追加)

#### (行為の制限)

第 18 条 墓地又は霊堂において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
  - (3) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
  - (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
  - (5) 前各号のほか、市長が墓地又は霊堂の管理上特に必要があると認めて禁止する行為
- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が墓地又は霊堂の利用に支障を及ぼさないと認められる場合であり、かつ、公益及び風致を害するおそれがないと認められる場合に限り、前 2 項の許可をすることができる。
- 4 市長は、第 1 項又は第 2 項の許可に、墓地又は霊堂の管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。

(平 17 条例 102・追加)

#### (指定管理者の指定等)

第 19 条 次に掲げるメモリアルグリーンの管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

- (1) メモリアルグリーンの施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) その他市長が定める業務

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、メモリアルグリーンを設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(平 17 条例 102・追加)

**(指定管理者の指定等の公告)**

第 20 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平 17 条例 102・追加)

**(過料)**

第 21 条 次のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 第 16 条の規定に基づく墓地又は霊堂の利用の禁止又は制限に違反して墓地又は霊堂を利用した者
- (2) 第 17 条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して同条第 1 項各号に掲げる行為をした者

(平 17 条例 102・追加)

**(委任)**

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 17 条例 102・旧第 16 条繰下)

附則

**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項(壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設に係る部分に限る。)及び第 13 条第 4 号(壁面式納骨施設に係る部分に限る。)の規定並びに別表第 2 の規定中壁面式納骨施設及び

合葬式納骨施設に係る部分は、規則で定める日から施行する。

(平成 5 年 12 月規則第 124 号により第 2 条第 1 項(壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設に係る部分に限る。)及び第 13 条第 4 号(壁面式納骨施設に係る部分に限る。)の規定並びに別表第 2 の規定中壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設に係る部分は、同年同月 15 日から施行)

#### (横浜市墓地条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 横浜市墓地条例(昭和 27 年 3 月横浜市条例第 14 号)

(2) 横浜市霊堂条例(昭和 31 年 3 月横浜市条例第 4 号)

#### (経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の横浜市墓地条例(以下「旧墓地条例」という。)の規定により墓地の使用許可を受け、又は同項の規定による廃止前の横浜市霊堂条例(以下「旧霊堂条例」という。)の規定により霊堂の使用承認を受けている者は、第 4 条第 1 項の規定による許可を受けたものとみなす。

4 第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる墓地及び霊堂の使用許可に係る使用料について適用し、同日前に行われた旧墓地条例の規定による墓地の使用許可又は旧霊堂条例の規定による霊堂の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

5 第 11 条の規定は、施行日以後に行われる使用許可証の書換え又は再交付の申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた旧墓地条例の規定による墓地の使用許可証の書換え若しくは再交付の申請又は旧霊堂条例の規定による霊堂の使用承認証の書換え若しくは再交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附則(平成 5 年 10 月条例第 66 号)

この条例は、平成 5 年 10 月 18 日から施行する。

附則(平成 13 年 12 月条例第 54 号)

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市墓地及び霊堂に関する条例第 4 条第 2 項から第 4 項まで並びに第 13 条第 1 号及び第 8 号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る墓地及び霊堂の使用の許可について適用し、同日前の申請に係る墓地及び霊堂の使用の許可については、なお従前の例による。

附則(平成 17 年 9 月条例第 102 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定、第 5 条の次に 1 条を加える改正規定、第 6 条及び第 7 条の改正規定、第 8 条の次に 1 条を加える改正規定、第 9 条の改正規定、第 13 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に 1 号を加える改正規定、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定並びに別表第 2 の次に 1 表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 8 月規則第 112 号により同年 9 月 1 日から施行)

附則(平成 19 年 9 月条例第 52 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**別表第 1**(第 1 条第 2 項)

名称	位置
久保山墓地	横浜市西区
三ツ沢墓地	横浜市神奈川区
日野公園墓地	横浜市港南区
メモリアルグリーン	横浜市戸塚区
上大岡墓地	横浜市港南区
根岸墓地	横浜市中区
田奈墓地	横浜市緑区
稲荷台墓地	横浜市西区
城郷墓地	横浜市神奈川区
根岸外国人墓地	横浜市中区
久保山霊堂	横浜市西区

**別表第2**(第5条第1項)

種別		単位	使用料
墳墓地		1平方メートルにつき	83,000円
壁面式納骨施設		1基につき 10年間	220,000円
合葬式納骨施設		1体につき 永年	65,000円
芝生型納骨施設		1区画につき 永年	900,000円
		1区画につき 30年間	450,000円
合葬式樹木型納骨施設		1体につき 永年	140,000円
合葬式慰霊碑型納骨施設		1体につき 30年間	60,000円
家族納骨壇		1基につき 5年間	60,000円
		1基につき 10年間	120,000円
焼骨短期保管施設		1体につき 1年間	3,000円
大式場	通夜、告別式又はこれに準ずるもの	1時間につき	10,000円
小式場	通夜、告別式又はこれに準ずるもの	1時間につき	4,000円
	その他	1時間につき	1,000円

**別表第3**(第5条の2第1項)

種別	単位	管理料
墳墓地	1区画につき 1年間	5,000円
芝生型納骨施設	1区画につき 1年間	8,000円
合葬式樹木型納骨施設	1体につき 永年	60,000円
合葬式慰霊碑型納骨施設	1体につき 30年間	30,000円



(6) 横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則

制 定 平成5年3月29日規則第24号

最終改正 平成20年11月28日規則第104号

横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則をここに公布する。

横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市墓地及び霊堂に関する条例(平成5年3月横浜市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により墓地及び霊堂(式場を除く。以下「墳墓地等」という。)の使用許可を受けようとする者は、墓地霊堂使用許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 住所を証する書類
  - (2) 祭しを主宰することを証する書類(壁面式納骨施設、家族納骨壇又は焼骨短期保管施設を使用する場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、根岸外国人墓地の使用許可を受けようとする者は、前項の申請書に、国籍を証する書類を添付して、提出しなければならない。
- 3 条例第4条第1項の規定により式場の使用許可を受けようとする者は、住所を証する書類を提示し、霊堂式場使用許可申請書(第2号様式)を提出しなければならない。
- 4 墳墓地等の使用は、1人につき1箇所とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(平17規則127・一部改正)

(使用許可証及び使用不許可通知書)

第3条 条例第4条第4項に規定する使用許可証は、墳墓地等については墓地霊堂使用許可証(第3号様式。以下「使用許可証」という。)とし、式場については霊堂式場使用許可証(第4号様式)とする。

- 2 条例第4条第4項に規定する使用不許可通知書は、霊堂式場使用不許可通知書(第4号様式の2)とする。

(平13規則107・一部改正)

#### (使用許可期間)

第4条 墳墓地等の使用許可期間は、次のとおりとする。

- (1) 墳墓地 永年
  - (2) 壁面式納骨施設 10年間
  - (3) 合葬式納骨施設 永年
  - (4) 芝生型納骨施設 30年間又は永年
  - (5) 合葬式樹木型納骨施設 永年
  - (6) 合葬式慰霊碑型納骨施設 30年間
  - (7) 家族納骨壇 5年間又は10年間
  - (8) 焼骨短期保管施設 1年間
- 2 前項第2号、第4号、第6号、第7号及び第8号に掲げる施設(使用許可期間が永年の場合を除く。)については、使用許可期間を更新することができる。
- 3 式場は、引き続き3日以上使用することができない。  
(平18規則116・一部改正)

#### (使用許可期間の更新)

- 第5条 前条第2項の規定により使用許可期間を更新しようとする者は、使用許可期間の満了日の前1箇月以内に手続を行わなければならない。
- 2 前項の規定により手続を行う場合は、第2条第1項の墓地霊堂使用許可申請書に使用許可証及び住所を証する書類を添えて、提出しなければならない。

#### (領収書)

- 第5条の2 金銭登録機により使用料(条例第5条第1項に規定する使用料のうち大式場及び小式場に係る使用料に限る。)又は手数料を領収したときは、領収書(第4号様式の3)を納付者に交付する。  
(平6規則21・追加、平13規則107・一部改正)

#### (管理料の納付方法)

- 第5条の3 久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓地に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書により、又は管理事務所の窓口において納付しなければならない。
- 2 芝生型納骨施設に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書により納付しなければならない。
- 3 合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰霊碑型納骨施設に係る管理料は、前納とする。  
(平18規則116・追加、平20規則16・平20規則79・一部改正)

### (使用料等の減免)

第6条 条例第6条に規定する規則で定める場合は、使用料の免除にあつては第1号又は第3号に掲げる場合とし、管理料の免除にあつては第2号又は第3号に掲げる場合とする。

- (1) 条例第4条第1項の規定による市長の許可(壁面式納骨施設、家族納骨壇及び焼骨短期保管施設に係る使用の許可に限る。)を受けた者又は条例第9条の規定により使用権(壁面式納骨施設、家族納骨壇及び焼骨短期保管施設に係る使用権に限る。)を承継した者が、使用料の免除を申請する際現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている場合
  - (2) 条例第4条第1項の規定による市長の許可(久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓地に係る使用の許可に限る。)を受けた者又は条例第9条の規定により使用権(久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓地に係る使用権に限る。)を承継した者が、管理料の免除を申請する際現に生活保護法による保護を受けている場合
  - (3) その他市長が特に必要と認める場合
- 2 前項第1号又は第2号の場合における使用料又は管理料の減免額は、使用料又は当該年度分の管理料の2分の1とする。
- 3 第1項第3号の場合における使用料又は管理料の減免額は、その都度市長が定める。
- 4 条例第6条の規定により使用料又は管理料の免除を受けようとする者は、／使用料／管理料／減免申請書(第5号様式)に使用料又は管理料の免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、／使用料／管理料／減免／承認／不承認／決定通知書(第6号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

(平17規則52・平17規則127・平18規則116・平20規則16・一部改正)

### (使用料等の返還)

第7条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、使用料の返還にあつては次に掲げる場合とし、管理料の返還にあつては第4号に掲げる場合とする。

- (1) 壁面式納骨施設又は家族納骨壇の使用者(条例第4条第1項の規定による市長の許可を受けた者又は条例第9条の規定により使用権を承継した者をいう。以下同じ。)が、使用許可期間内に使用を廃止したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することのできない事由により使用許可を受けた壁面式納骨施設、家族納骨壇、焼骨短期保管施設又は式場を使用することができなくなったとき。
- (3) 芝生型納骨施設の使用者が、使用許可を受けた日から5年以内に使用を廃

止したとき。

(4) その他市長が特に必要と認めるとき。

- 2 前項第1号の場合における使用料の返還額は、既納の使用料の額を使用許可期間の年数をもって除して得た額に、使用を廃止した日(この場合において、使用した期間が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは、これを1年として計算する。)以後の使用許可期間を乗じて得た額の2分の1とする。
- 3 第1項第2号の場合における使用料の返還額は、その都度市長が定める。
- 4 第1項第3号の場合における使用料の返還額は、既納の使用料の2分の1とする。
- 5 第1項第4号の場合における使用料又は管理料の返還額は、その都度市長が定める。

(平17規則52・平17規則127・平18規則116・平20規則16・一部改正)

#### (使用料等の返還手続)

第8条 条例第7条ただし書の規定により使用料又は管理料の返還を受けようとする者は、使用料管理料返還申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、使用料又は管理料の返還に必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、使用料管理料返還承認不承認決定通知書(第8号様式)により申請者にその旨を通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた者は、使用料管理料返還請求書(第9号様式)により、速やかに市長に使用料又は管理料の返還を請求するものとする。

(平20規則16・一部改正)

#### (墳墓地等の移転)

第9条 市長は、条例第8条第1項の規定により墳墓地等の移転を命ずる場合は、使用者に対しあらかじめ通知するものとする。この場合において、市長は、他の墳墓地等を供し、相当と認める移転料を補償するものとする。

#### (使用権の承継)

第10条 条例第9条の規定により使用権を承継しようとする者は、墓地霊堂使用権承継許可使用許可証書換え使用許可証再交付申請書(第10号様式)に使用許可証、住所を証する書類及び承継の原因を証する書類を添えて提出し、市長の許可を受けなければならない。

(平17規則127・一部改正)

#### (使用許可証の書換え等)

第11条 条例第11条第1項の規定により使用許可証の書換えを受けようとする者は、前条の申請書に使用許可証及び氏名又は住所の変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定により使用許可証の再交付を受けようとする者は、前条の申請書を市長に提出しなければならない。

(平17規則127・一部改正)

#### (焼骨の引取り)

第12条 条例第14条第1項の規定により使用場所を返還する場合は、使用者は、当該返還の事由が生じた日から1箇月以内に墓地霊堂返還届出書(第11号様式)に使用許可証を添えて提出し、市長が特別の事情があると認める場合を除いては、焼骨を引き取らなければならない。

(平20規則16・一部改正)

#### (焼骨に対する措置等)

第13条 壁面式納骨施設、芝生型納骨施設(使用許可期間が30年間の場合に限る。)、家族納骨壇又は焼骨短期保管施設の使用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第1項に規定する使用場所の返還の事由が生じた日から1年間当該焼骨を保管した後、同条第2項の規定に基づき改葬することができる。

2 前項の規定により改葬された焼骨は、使用者に返還しない。

3 前条に規定する期間が経過した後、第1項の規定による改葬が行われる前に焼骨を引き取ろうとする者は、当該焼骨の保管に係る費用として1体につき1,000円を納付しなければならない。

4 合葬式慰霊碑型納骨施設の使用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第2項の規定に基づき合同埋蔵することができる。

5 前項の規定により合同埋蔵された焼骨は、使用者に返還しない。

(平18規則116・一部改正)

#### (使用上の義務)

第14条 使用者は、施設を清潔にし、他に危険又は迷惑を及ぼしてはならない。

2 使用者は、その使用について職員の指示に従わなければならない。

#### (使用面積等)

第15条 墳墓地の使用面積は、20平方メートル以内とする。

- 2 墳墓地の増加使用は、市長が埋葬又は埋蔵の余地がないと認め、かつ、従前から使用している墳墓地と1区画をなすことができる場合に限り、前項に規定する面積の範囲内において許可する。

#### (工作物等の設置)

第16条 墳墓地の利用者は、圍障その他これに類する設備によって、使用する墳墓地の区画を明らかにしなければならない。

- 2 芝生型納骨施設の利用者は、市長があらかじめ設置した墓標に故人の氏名等を表示した金属板等を設置することによって、使用する芝生型納骨施設を明らかにしなければならない。
- 3 墳墓地、壁面式納骨施設又は芝生型納骨施設の利用者は、工作物その他の設備の建設、改修、撤去又は移転をしようとするときは、あらかじめ墓地内工事施行届出書(第12号様式)に設計書及び図面を添えて提出し、工事終了後に市長の確認を受けなければならない。

(平18規則116・一部改正)

#### (工作物等の制限)

第17条 墳墓地に設置する工作物その他の設備は、次の各号に掲げる制限を超えることができない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 墓碑又はこれに類する設備は、高さ(地盤面から設備の最高部までをいう。以下同じ。)3メートル以下とする。
- (2) 盛土設備は、高さ0.7メートル以下とする。
- (3) 周囲設備は、高さ1.5メートル以下とする。
- 2 壁面式納骨施設に工作物を設置する場合は、市長が定める大きさの範囲内で、市長があらかじめ指定した場所に設置するものとする。
- 3 芝生型納骨施設に金属板等を設置する場合は、市長が定める大きさ及び方法に従い、市長があらかじめ指定した場所に設置するものとする。

(平18規則116・一部改正)

#### (埋葬等の届出)

第18条 墳墓地等の利用者は、埋葬、焼骨の埋蔵若しくは収蔵又は改葬を行う場合は、あらかじめ墓地霊堂埋葬・埋蔵・収蔵・改葬届出書(第13号様式)に使用許可証及び墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第8条に規定する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

### (メモリアルグリーンの休園日等)

第18条の2 メモリアルグリーンの休園日は、1月1日及び12月31日とする。

- 2 メモリアルグリーンの開園時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、4月1日から9月30日までにあつては、午前9時から午後5時までとする。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休園日に開園し、若しくは休園日以外の日に臨時に休園し、又は開園時間を変更することができる。

(平18規則116・追加)

### (久保山霊堂の休館日等)

第19条 久保山霊堂の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- 2 久保山霊堂の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、式場の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に臨時に休館し、又は開館時間若しくは式場の利用時間を変更することができる。

(平18規則116・一部改正)

### (行為の許可申請手続)

第20条 条例第18条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は墓地霊堂内行為許可申請書(第14号様式)を、同条第2項の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は墓地霊堂内行為許可事項変更許可申請書(第15号様式)を、それぞれ市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 物品の販売その他これに類する行為をしようとする場合には、販売品目、販売価額、販売時間及び収支の概算等の計画を記載した書類
  - (2) 募金その他これに類する行為をしようとする場合には、募金趣意書及び募金計画書
  - (3) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をしようとする場合には、撮影に従事する人員、撮影のため持ち込む物品及び機材、使用場所並びに現場責任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類
  - (4) 前3号以外の行為をしようとする場合には、市長の指示する書類
  - (5) 許可を受けた事項を変更しようとする場合において、前各号の添付書類の変更を必要とする場合には、当該変更に係る書類
- 3 条例第18条第2項ただし書に規定する規則で定める市長の許可を受ける必要の

ない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更
- (2) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をする場合において、撮影のための人員の軽微な変更  
(平17規則127・追加)

#### (指定管理者の公募)

第21条 市長は、条例第19条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。  
(平17規則127・追加)

#### (指定申請書の提出等)

第22条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第19条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 定款、規約その他これらに類する書類
  - (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
  - (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
  - (4) メモリアルグリーンの管理に関する業務の収支予算書
  - (5) その他市長が必要と認める書類  
(平17規則127・追加、平20規則16・平20規則104・一部改正)

#### (委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。  
(平17規則127・旧第20条繰下、平18規則84・一部改正)

附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、この規則中条例第2条第1項に規定する壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設の使用に関する規定は、条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

#### (横浜市墓地条例施行規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 横浜市墓地条例施行規則(昭和27年4月横浜市規則第28号)
  - (2) 横浜市霊堂条例施行規則(昭和32年12月横浜市規則第77号)



**(経過措置)**

- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の横浜市墓地条例施行規則(以下「旧墓地規則」という。)の規定により交付された墓地使用許可証又は同項の規定による廃止前の横浜市霊堂条例施行規則(以下「旧霊堂規則」という。)の規定により交付された霊堂使用承認証は、第3条に規定する使用許可証又は霊堂式場使用許可証とみなす。
- 4 この規則の施行の際旧墓地規則又は旧霊堂規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧墓地規則及び旧霊堂規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年3月規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成10年5月規則第47号) 抄

**(施行期日)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**(経過措置)**

- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則、地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る給与支出事務の特例に関する規則及び横浜市立大学医学部附属浦舟病院規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年12月規則第107号)

**(施行期日)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成17年3月規則第52号)

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の規定及び第2条の規定による改正後の横浜市斎場条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた者の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市斎場条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成17年9月規則第127号)

**(施行期日)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規則による改正後の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた者の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成18年3月規則第84号)抄

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成18年8月規則第116号)

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成20年3月規則第16号)

**(施行期日)**

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市墓地及び霊堂に関する

条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成20年7月規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月規則第104号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市地域ケアプラザ条例施行規則、第2条の規定による改正前の生活保護法施行細則、第3条の規定による改正前の横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則、第5条の規定による改正前の横浜市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則、第13条の規定による改正前の横浜市食肉衛生検査所条例施行規則、第14条の規定による改正前の医療法施行細則及び第16条の規定による改正前の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(様式略)

## 6 その他

### 横浜市営墓地年表

年次	横浜市営墓地関係	国等の動向
明治4年 (1871年)		○戸籍法改正、宗門人別帳、寺請制度を廃止
明治6年 (1873年)		○墓地の設置及び取扱の制限に関する件〔太政官達〕
明治7年 (1874年)	<b>久保山墓地開設</b> ※ 東京府は朱引内での埋葬を禁止し、青山、深川、亀戸に共同墓地を設置	
明治17年 (1884年)		○自葬の解禁〔内務卿口達〕 ○墓地及び埋葬取締規則〔太政官布達〕 ○墓地及び埋葬取締規則施行方法細目標準〔内務省達〕
明治22年 (1889年)		○横浜市政施行
明治35年 (1902年)	<b>根岸外国人墓地開設</b>	
明治41年 (1908年)	<b>三ツ沢墓地開設</b>	
大正13年 (1924年)		○納骨堂取締規則〔警察庁令〕
昭和7年 (1932年)		○墓地及埋葬取締規則
昭和8年 (1933年)	<b>日野公園墓地開設</b>	○横浜市日野墓地使用条例
昭和22年 (1947年)		○民法改正に伴う家制度廃止
昭和23年 (1948年)		○墓地、埋葬等に関する法律 ○墓地、埋葬等に関する法律施行規則
昭和27年 (1952年)		○横浜市共葬墓地条例 ○横浜市共葬墓地条例施行規則
昭和30年 (1955年)		○横浜市霊堂条例
昭和31年 (1956年)		○墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ○横浜市霊堂条例施行規則
昭和32年 (1957年)	<b>久保山霊堂開設</b>	
昭和56年 (1981年)		○横浜市墓地条例 ○横浜市墓地条例施行規則
平成5年 (1993年)	<b>日野公園墓地合葬式・壁面式開設</b>	○横浜市墓地及び霊堂に関する条例 ○横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則
平成15年 (2003年)		○横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例
平成18年 (2006年)	<b>メモリアルグリーン開設</b>	